

県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 県と公共性の高い事業者が、地震等の大規模な災害の発生に備えて、地震・防災対策の推進に関する課題の共有を図るとともに、課題の解決に向けた協議を行うため、県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 県、ライフライン事業者及び交通事業者との情報連絡体制の確立について
- (2) 地震・防災対策の推進に関する課題について
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる委員により構成する。

(部会)

第4条 協議会に、その目的を達成するため次の部会を置く。

- (1) ライフライン部会
 - (2) 交通部会
- 2 部会は、ライフライン事業者、交通事業者及び県の防災担当課の担当者により構成する。
- 3 部会の運営については、別に定める。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長の職にある者をもって充てる。

2 会長に事故ある時は、神奈川県くらし安全防災局防災部応急対策担当課長の職にある者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じ協議会及び部会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員は、会議に出席できない場合に、代理人を出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課において担当する。

(経費)

第8条 協議会の開催に要する経費は、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課が負担する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成10年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

別表 (第3条関係)

東京電力パワーグリッド株式会社神奈川総支社	業務総括グループマネージャー
東日本電信電話株式会社神奈川事業部	災害対策室長
株式会社ドコモCS神奈川支店	ネットワーク部長
KDDI株式会社南関東総支社	管理部長
ソフトバンク株式会社	総務本部 総務企画統括部 リスク対策部 担当部長
楽天モバイル株式会社	災害対応支援課長
神奈川県ガス協会 (厚木瓦斯株式会社)	供給部長
東京ガスネットワーク株式会社神奈川支社横浜支店	副支店長
公益社団法人神奈川県LPガス協会	副会長
東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	総務部安全企画室長
東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部	企画部担当課長
小田急電鉄株式会社	安全・技術部課長
東急電鉄株式会社	経営戦略部総括課課長
京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部安全推進部課長
相模鉄道株式会社	安全推進部課長
箱根登山鉄道株式会社	鉄道部課長
伊豆箱根鉄道株式会社	鉄道部運輸課長
江ノ島電鉄株式会社	鉄道部長
湘南モノレール株式会社	運輸部次長
株式会社横浜シーサイドライン	安全推進室安全推進課
京王電鉄株式会社	安全推進部安全推進担当課長
横浜高速鉄道株式会社	運輸部運輸課長
横浜市交通局	安全管理部安全管理課長
一般社団法人神奈川県バス協会	常務理事
一般社団法人神奈川県タクシー協会	専務理事
神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課	危機管理防災課長・応急対策担当課長
神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課	工業保安担当課長
神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課	生活衛生課長
神奈川県国土整備局道路部道路管理課	道路管理課長
神奈川県国土整備局都市部交通企画課	交通企画課長
神奈川県国土整備局都市部公園課	都市公園課長
神奈川県企業庁企業局	副局長兼総務室長
神奈川県警察本部警備部危機管理対策課	危機管理対策課長
神奈川県警察本部交通部交通規制課	交通規制課長

平成29年3月
神奈川県

神奈川県災害廃棄物処理計画

【目次】

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと構成	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画の構成	2

第1章 基本的事項

1 計画の基本的な考え方	3
2 処理の役割分担	4
(1) 県の役割	4
(2) 市町村の役割	4
3 処理の基本方針	5
4 災害廃棄物の処理体制	6
(1) 県内の災害廃棄物処理体制	6
(2) 県の組織体制	8
ア 県内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合	8
イ 県内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合	11
5 対象災害と災害廃棄物発生量	12
(1) 対象災害	12
(2) 対象とする災害廃棄物	13
(3) 災害廃棄物発生量の推計等	14
6 災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れ	16
(1) 概要	16
(2) 仮置場	17
(3) 収集運搬	17
(4) 処理	17
(5) 進捗管理	17
7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画	18
(1) 災害廃棄物処理計画	18
(2) 災害廃棄物処理実行計画	18

はじめに

1 計画策定の趣旨

神奈川県では、1995（平成7）年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験等を踏まえ、災害廃棄物の処理に関する基本事項を定めた「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱」を1996（平成8）年3月に策定しました。また、市町村の災害廃棄物処理計画の策定指針及びモデル計画を定めた「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」等を1997（平成9）年3月に策定しました（2009（平成21）年8月改訂）。

2011（平成23）年3月の東日本大震災では、膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物の処理は被災地の復旧・復興にとって大きな課題となりました。国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針」（以下「国対策指針」という。）を2014（平成26）年3月に策定しました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が2015（平成27）年7月に改正され、さらに、廃棄物処理法に基づく基本方針が2016（平成28）年1月に変更され、都道府県廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び都道府県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定されました。

こうしたことを受け、県では、「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱」及び「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」を廃止し、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の基本方針に基づく計画です。

また、「神奈川県循環型社会づくり計画」及び「神奈川県地域防災計画（神奈川県防災会議策定）」の災害廃棄物処理に関する計画であり、県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めます。

なお、策定に当たっては、国が定める廃棄物処理施設整備計画及び国対策指針等を踏まえました。

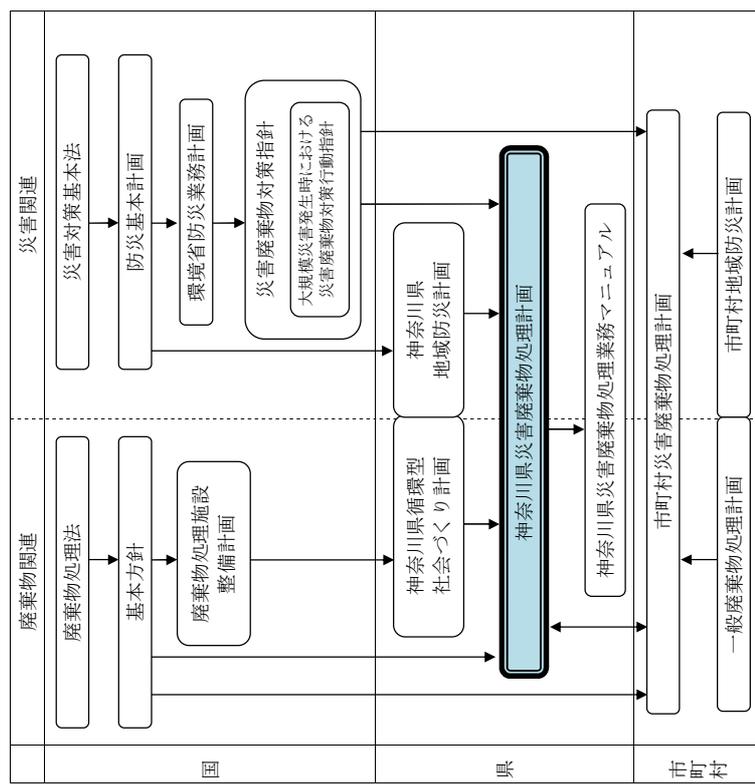


図1-1 本計画の位置付け

(2) 計画の構成

本計画は、「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成となっています。

第1章 基本的事項

1 計画の基本的な考え方

本計画は、発災時に市町村が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な県の役割等を取りまとめたものとして策定します。

発災時に災害廃棄物を処理するに当たり、市町村単独での対応が困難となる場合には、平時に締結した市町村の相互援助協定等を活用し、市町村域を越えて広域的に災害廃棄物の処理を実施します。県は、市町村や民間事業者団体等との調整及び適正かつ円滑・迅速な処理に向けた技術的支援を行います。

また、東日本大震災のような大規模災害発生時には、地方自治法の事務委託の規定に基づき、県が災害廃棄物処理に関する業務を直接担うことも想定します。

発災後の具体的な業務内容については、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」(2017(平成29)年3月策定)に別に定めます。

なお、新たな知見等、状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行います。

2 処理の役割分担

(1) 県の役割

県は、被災市町村が適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、被災市町村だけでは処理が困難な場合は他の市町村との広域的な支援体制を整備します。

ただし、地震や津波等により甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により県が災害廃棄物の処理の事務委託を受け、処理の主体として直接業務を行います。

また、地震等の場合、市町村が平時において処理することのない、がれき等の災害廃棄物が多く発生することから、産業廃棄物処理業者等の民間事業者の協力も必要になります。県は、民間事業者の保有する資機材や処理施設を有効に活用できるよう、民間事業者団体等との連携体制を整備します。

さらに、大規模災害により県内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合は、国及び他都道府県等と連携し、県域を越えた支援体制を整備します。

(2) 市町村の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第6条の2の規定により、一義的には市町村がその処理を行います。

市町村は、発災後速やかに、避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集処理を開始するとともに、避難所ごみを含めた生活ごみの収集処理を開始します。また、災害廃棄物(生活ごみ、し尿を除く)については、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破砕・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

3 処理の基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

計画的な処理

東日本大震災や阪神・淡路大震災の処理実績を踏まえ、3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

関係機関との連携

市町村、民間事業者団体、国及び他都道府県等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

4 災害廃棄物の処理体制

(1) 県内の災害廃棄物処理体制

県では、平時より排出から最終処分までの各段階において、より一層の減量化・資源化を推進するため、県内を12の広域ブロックに分けてごみ処理の広域化を推進しています。発災時においても、原則として広域ブロックを中心に処理を実施します。

大規模災害発生時には、状況に応じて、地域県政総合センター所管区域の市町村、地域県政総合センター所管区域を越えた全県域における連携を推進し、速やかな処理を実施します。また、県内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な場合は、他都道府県に支援要請を行います。

表1-1 広域ブロック区分

ブロック名	構成市町村
横浜	横浜市
川崎	川崎市
相模原	相模原市
横須賀三浦	横須賀市・三浦市
	鎌倉市・逗子市・葉山町
湘南東	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西	平塚市・大磯町・二宮町
	秦野市・伊勢原市
大和高座	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲	厚木市、愛川町、清川村
県西	南足柄市・足柄上松田町、山北町、開成町
	小田原市・足柄下箱根町、真鶴町、湯河原町

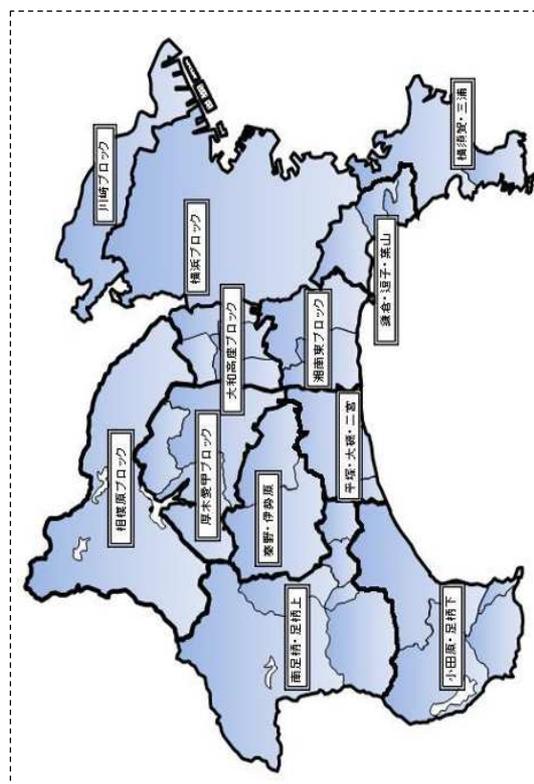
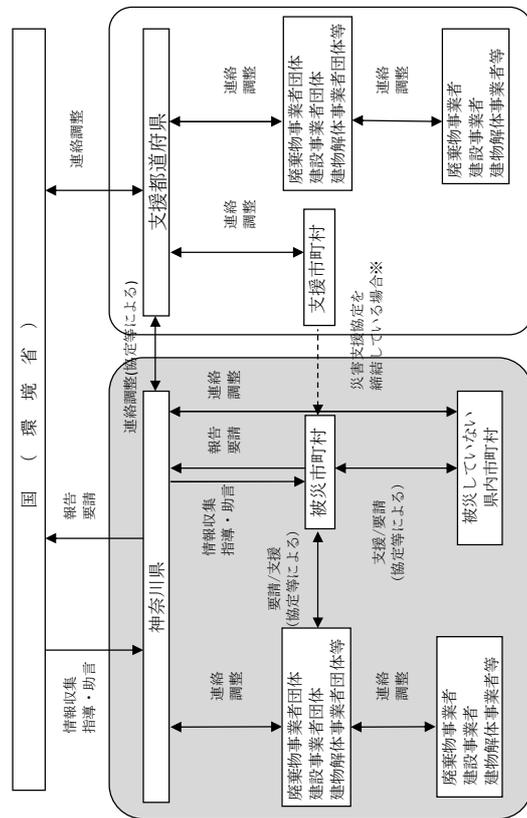


図1-2 広域ブロック



※政令指定都市間や姉妹都市間関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある
出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を一部修正

図1-3 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制

(2) 県の組織体制

ア 県内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合

県内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、円滑な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき神奈川県川崎市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置します。

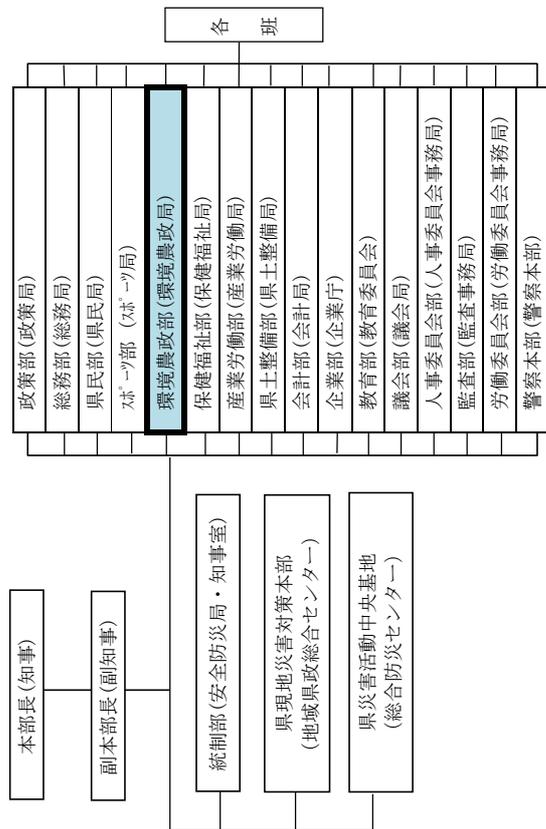
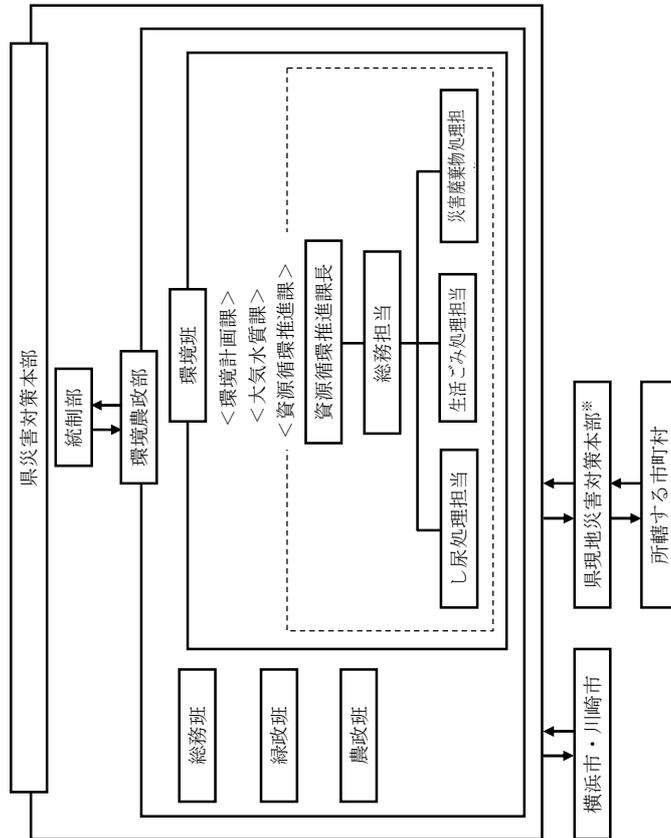


図1-4 県の災害対策本部の構成

災害廃棄物対策については、資源循環推進課が災害対策本部環境農政部環境班の一組織として、その事務を担います。課内に総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当、災害廃棄物処理担当の4つの担当を設け、災害廃棄物の処理に関する事務を行います。

現地対策本部（地域県政総合センター）は資源循環推進課と連携し、所管する市町村との災害廃棄物の処理に関する連絡・調整を行います。横浜及び川崎市については、資源循環推進課が連絡・調整を行います。



※地域県政総合センターに設置

図1-5 災害対策本部が設置された場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

各担当の主な役割

- 総務担当 : 災害対策本部統制部との連絡・報告、災害廃棄物対策全体の進捗管理、国庫補助に係る事務、県の部室課との連絡・調整、県民への広報に関すること。
- し尿処理担当 : し尿の処理に係る連絡・調整・進捗管理等に関すること。
- 生活ごみ処理担当 : 生活ごみ（避難所ごみを含む。）の処理に係る連絡・調整・進捗管理等に関すること。
- 災害廃棄物処理担当 : 災害廃棄物の処理及び仮置場等に係る連絡・調整・進捗管理、災害廃棄物処理実行計画の策定等に関すること。

表1-2 現地災害対策本部の所管区域等

現地災害対策本部名	設置場所	所管区域
横須賀三浦 現地災害対策本部	横須賀三浦地域 県政総合センター内	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
中央 現地災害対策本部	中央地域 県政総合センター内	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南 現地災害対策本部	湘南地域 県政総合センター内	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西 現地災害対策本部	県西地域 県政総合センター内	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

イ 県内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合

被災状況に応じて、災害対策本部が設置された場合と同様に、県内に4つの担当を設け、災害廃棄物の処理に関する事務を行います。

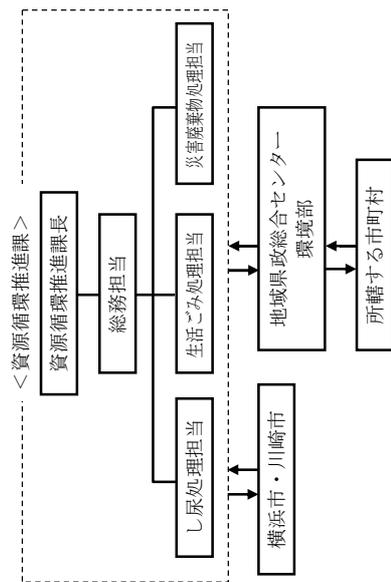


図1-6 災害対策本部が設置されなかった場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

5 対象災害と災害廃棄物発生量

(1) 対象災害

本計画では、地震災害、水害及びその他自然災害を対象とします。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

(2) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、災害により発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「生活ごみ」という。）及びし尿とします。

表 1-3 災害廃棄物の種類

種類	内容
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
腐敗性廃棄物	量や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
廃船舶	使用できなくなった船舶
有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CFC処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿

災害により発生する廃棄物

被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

(3) 災害廃棄物発生量の推計等

想定地震は、地震発生時の切迫性や被害の大きさを考慮して、次の4地震を選定しました。

災害廃棄物（津波堆積物を含む。）の発生量については、神奈川県地震被害想定調査報告書（神奈川県地震被害想定調査委員会。以下「被害想定調査」という。）から引用し、避難所ごみ及びし尿の発生量については、被害想定調査と国対策指針（技術資料）をもとに推計しました。

表 1-4 想定地震

想定地震名	モーメントマグニチュード*	発生確率*	本計画の想定地震として選定した理由
都心南部直下地震	7.3	(南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%)	国が防災対策の主眼をおく地震としており、また、地震発生時の切迫性が高いとされているため。
神奈川県西部地震	6.7	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	地震発生時の切迫性が高いとされ、また、県西部に大きな被害が発生した場合の県内の応援体制等を検討するのに適しているため。
南海トラフ巨大地震	9.0	(南海トラフの地震は30年以内70%程度)	地震発生時の切迫性が高いとされ、また、津波対策を検討するのに適しているため。
大正型関東地震	8.2	30年以内ほぼ0%～5% (2百年から4百年の発生間隔)	国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震で、県内全域に大きな被害が発生する恐れがあるため。

* モーメントマグニチュード及び発生確率については「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）から引用

表1-5 災害廃棄物の想定発生量(県全体)

想定地震名	災害廃棄物 (万t) ^{*1}	津波堆積物 (万t) ^{*2}	避難所ごみ (t/日) ^{*3}	し尿 (kl/日) ^{*3}
都心南部直下地震	2,145	0	519	2,600
神奈川県西部地震	154	30	31	171
南海トラフ巨大地震	183	120	60	202
大正型関東地震	9,450	130	1,540	7,157

※1 「神奈川県地震被害想定調査報告書」(神奈川県地震被害想定調査委員会)から引用(津波堆積物は含まれていない。)

※2 「神奈川県地震被害想定調査報告書」から上限値を引用(都心南部直下地震については、津波による建物被害がごく小さいことから、津波堆積物量の算定の対象としていない。)

※3 「神奈川県地震被害想定調査報告書」及び「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」(環境省)に基づき算出

コラム

阪神・淡路大震災と東日本大震災の比較

主な事項	阪神・淡路大震災	東日本大震災
災害の特徴	都市直下型地震	津波による被害が大き 被害が広域的
処理対象物	がれき	がれき、自動車、船舶、津波堆積物
がれきの状態	元の土地に残存	津波で流出 塩分、放射能の問題
国庫補助の特例	解体	解体、自動車、船舶、津波堆積物
実質的な国庫負担	97.5%	100%
災害廃棄物発生量 (万t)	1,430(兵庫県) うち神戸市804 西宮市209	廃棄物2,019(13道県) うち宮城県1,171、岩手県429 津波堆積物1,102(13道県)
処理費用 (万円/t)	1.9	3.7(宮城県 津波堆積物を含む(暫定))
処理の事業主体 (県の役割)	市町 (広域調整・支援)	県、市町村、国(福島県の一部)
処理期間(計画)	概ね2年	概ね3年以内
処理期間(実績)	2年後98%済 16市町概ね2年 4市町概ね3年	宮城県・岩手県 概ね3年
再生利用率(%)	38	廃棄物82、津波堆積物99(13道県)
広域処理の位置付け	区域内処理を優先 県外144万t(10%)	国が広域処理を呼びかけ(H23.4.8) 県外62万t(3.9%) (宮城県・岩手県分)

※出典:「災害廃棄物処理に係る阪神・淡路大震災20年の検証」(災害廃棄物処理に係る阪神・淡路大震災20年検証委員会)を一部修正

6 災害廃棄物(生活ごみ、し尿を除く)の処理の流れ

(1) 概要

災害廃棄物(生活ごみ、し尿を除く)の処理の流れは、図1-7に示すとおりです。市町村は、災害廃棄物を一次仮置場に集め、粗選別を行います。その後、二次仮置場において最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・選別・焼却等の中間処理を行い、最終処分又は再生利用を行います。

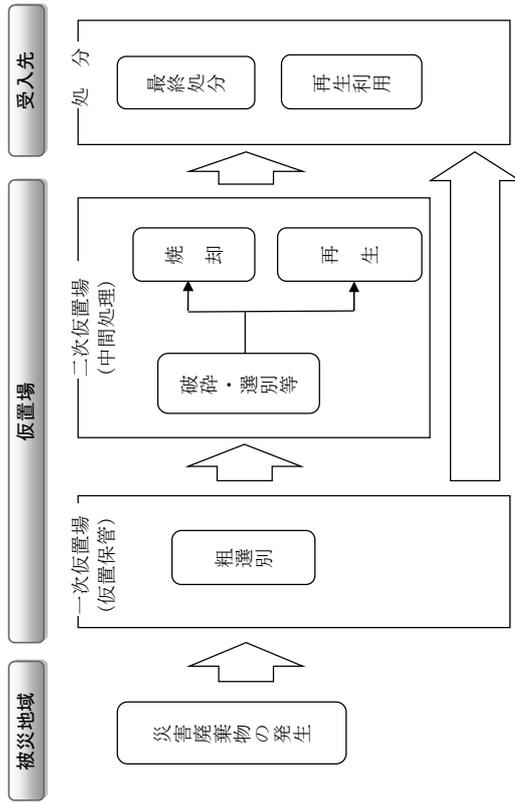


図1-7 災害廃棄物(生活ごみ、し尿を除く)の処理の全体の流れ

(2) 仮置場

災害廃棄物の仮置場は、原則として市町村が確保します。

県は、市町村からの要請に応じて、県有地を仮置場候補地とするための調整を行います。

仮置場の種類

- 一次仮置場：家屋等から排出される災害廃棄物や、道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する置場。分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行うこともある。
- 二次仮置場：一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための置場。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

(3) 収集運搬

市町村は、収集運搬車両や作業員が不足した際には、平時に締結している協定等に基づき、他の市町村や民間事業者団体等から支援を受け、災害廃棄物の収集運搬を行います。
県は、市町村からの支援要請に基づき、他の市町村及び民間事業者団体等との調整を行います。

(4) 処理

市町村は、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。
県は、市町村からの支援要請に基づき、他の市町村及び民間事業者団体等との調整を行います。

(5) 進捗管理

県は、市町村における災害廃棄物の処理状況を把握し、県及び市町村の災害廃棄物処理実行計画にそって進捗していることを確認するとともに、進捗状況を取りまとめ、県全体の災害廃棄物処理の進捗管理を行います。
また、必要に応じて市町村と調整の上、他の市町村、民間事業者団体等に対して支援要請や調整を行います。

7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画

(1) 災害廃棄物処理計画

県は、新たな知見等、状況の変化に応じて適宜本計画の見直しを行います。

市町村は、本計画と整合を図りながら、各地域の実情に応じた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行います。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法を定める計画です。

県及び市町村は、被害状況を把握し、関係機関との連絡調整を積極的に図りながら、実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。

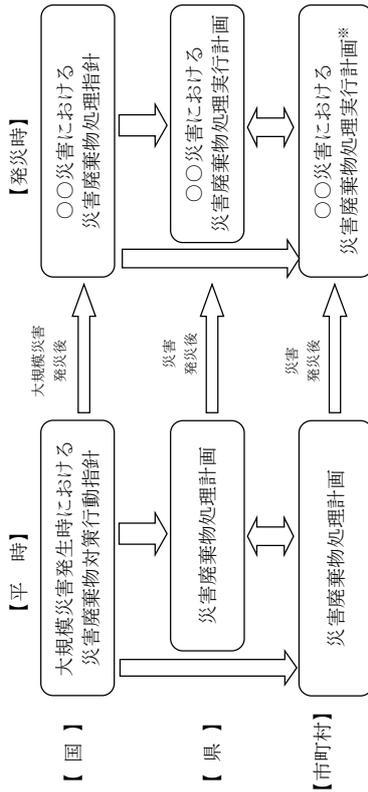


図1-8 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画の関係

8 他道府県への協力・支援

県では、大規模災害が発生した場合を想定し、「全国都道府県における災害時等の相互応援に関する協定」（全国知事会）等の相互応援協定を締結しています。

災害廃棄物処理について、上記協定に基づき他道府県からの支援要請のほか、環境省等からの支援要請があった場合は、職員の派遣を検討するとともに、県内市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）の一般廃棄物処理施設における受入可能な廃棄物の種類・可能量、収集運搬車両の支援可能台数等を把握し、協力・支援の調整を行います。

第2章 平時の備え

1 協力体制の構築

(1) 県内市町村における相互援助体制の構築

市町村等は、非常時においても一般廃棄物の適正処理の保持及び生活環境の保全を図るため、地域県政総合センター所管区域ごとに相互援助協定を締結しています。市町村等は、必要に応じて協定を見直すなど、区域内における処理体制の見直しを行います。

また、県及び市町村等は、地域県政総合センター所管区域を越えた応援体制の検討を行います。

(2) 民間事業者団体等との連携

県は、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」、一般社団法人神奈川県建設業協会及び一般社団法人神奈川県建物解体業協会とそれぞれ「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書」を締結し、大規模災害時における災害廃棄物の処理体制の整備を図っています。必要に応じて協定内容の見直し等を行い、より実効性の高い処理体制を構築します。また、その他民間事業者団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について検討します。

(3) 県域を越えた広域的な処理体制の構築

東日本大震災のような大規模災害時には、県域を越えた広域的な処理が必要となることが想定されます。

環境省関東地方環境事務所を中心に本県を含む1都9県等で構成する「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」では、都県域を越えた連携が必要となる災害発生時に、国・地方公共団体等の行政機関、民間事業者団体等の連携した取組の指針となる「大規模災害発生時に備えた災害廃棄物対策行動計画」を平成29年3月に策定しました。

県は、引き続き当該協議会への参画等により、国及び近隣都県等と連携して、県域を越えた広域的な廃棄物処理体制の構築を推進します。

また、当該協議会の取組内容を適宜市町村等に情報提供するとともに、本計画に反

映させる等)により、県内の処理体制と整合を図ります。

表2-1 災害時の応援協定一覧

区分	協定名	協定締結者	締結日
災害全般	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会	平成8年7月18日 (平成24年5月18日)
	九都県市災害時相互応援に関する協定	九都県市	平成22年4月1日 (平成26年2月13日)
	震災時等の相互応援に関する協定	関東地方知事会	昭和52年6月16日 (平成25年7月31日)
	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定	県内市町村	平成24年3月29日
	横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定書	横須賀市、鎌倉市、葉山町	平成7年8月25日
	県央8市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、高座清掃施設組合	昭和58年3月17日
	神奈川県湘南地域政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	平成28年12月20日
	南足柄市、山北町、足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書	南足柄市、山北町、足柄東部清掃組合、足柄西部清掃組合	平成6年3月31日
	西湘地区行政センター管内1市3町1一部事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、湯河原町真鶴町衛生組合	平成4年9月8日
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	県、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会	平成11年1月20日 (平成21年8月4日)
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	県、一般社団法人神奈川県建設業協会	平成11年1月20日 (平成21年8月4日)	
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書	県、一般社団法人神奈川県建設業協会	平成11年1月20日 (平成21年8月4日)	

※()内は変更日

2 市町村等に対する技術的支援

(1) 市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再利用を図るためには、処理の主体である市町村において平時から災害廃棄物処理計画を策定しておくことが重要です。県は、計画策定に当たって必要となる想定被害の基礎情報の提供等により、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を支援します。

(2) 情報の共有

ア 一般廃棄物処理施設に係る情報

県は、県内の一般廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況、処理余力等を把握して整理するとともに、市町村等に情報提供を行います。

イ 産業廃棄物処理施設に係る情報

災害廃棄物は一般廃棄物ですが、廃棄物処理法第15条の2の5第2項では、非常災害時に既存の産業廃棄物処理施設において産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することについての特例が規定されています。

こうした災害廃棄物については、市町村等の一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設も活用することで迅速な処理が可能となることから、県は、平時より市町村等に産業廃棄物処理施設に係る情報の提供を行います。

(3) 仮置場候補地の確保への支援

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再利用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに仮置場を設置することが重要です。

ア 仮置場の必要面積の算定

県及び市町村は、平時に推計した災害廃棄物発生量に基づき、仮置場の必要面積を算定します。

イ 仮置場候補地の選定

県は、市町村の仮置場候補地を把握して整理するとともに、市町村の仮置場候補地の選定を促進します。

また、市町村からの要請に応じて、県有地を仮置場候補地とするための調整

を行います。

ウ 仮置場の設置・運営方法の助言

県は、市町村が仮置場の設置・運営方法を検討するに当たって、技術的助言を行います。

コラム

東日本大震災時の岩手県内の仮置場設置状況について

市町村が設置する一次仮置場は、道路啓開や家屋、建物の解体等に伴い現場から撤去した災害廃棄物を集積する場所であり、最大110箇所設置されました。一次仮置場に集積された災害廃棄物のうち、破碎・選別処理が必要ではないものは焼却処理施設や最終処分場等へ直接搬出され、破碎・選別処理が必要なものは二次仮置場へ搬出されました。

市町村	一次仮置場	二次仮置場	計
洋野町	5	0	5
久慈市	6	0	6
野田村	15	1	16
普代村	2	0	2
田野畑村	3	0	3
岩泉町	1	0	1
宮古市	7	2	9
山田町	12	1	13
大槌町	25	1	26
釜石市	11	2	13
大船渡市	18	1	19
陸前高田市	5	1	6
計	110	9	119

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」
(岩手県)

3 職員の教育訓練

(1) 講習会・研修会等の開催

県は、発災時において本計画が有効に機能するよう、平時から記載内容について職員に周知します。

また、県及び市町村等の職員を対象に、災害廃棄物に関する知識・経験を有する有識者を招いた講習会や災害廃棄物・産業廃棄物処理に関する研修会等を実施します。

(2) 訓練の実施

県は、市町村等及び民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施します。

4 一般廃棄物処理施設の耐震化等

(1) 施設の耐震化

大規模災害に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化を図る必要があります。

市町村等は、既存の施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。また、新設の施設については、耐震性、浸水対策等に配慮します。

県は、一般廃棄物処理施設の整備に関する国の交付金制度である循環型社会形成推進交付金等についての情報提供、助言その他支援を行います。

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となる施設であるため、市町村等は廃棄物処理施設の業務継続計画を策定し、県はそのための支援を行います。

(3) 施設の補修体制の整備

市町村等は、発災時に施設を迅速に稼働できるように施設等の修復に関する手引きを作成するなど、平時から施設の点検・補修体制を整備します。

(4) 備蓄資機材の確保

市町村等は、備蓄状況を把握するとともに、施設を稼働するために必要な備蓄資機材の確保・充実を図ります。

また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、民間事業者団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策の充実を図ります。

5 平時の備えの点検

平時の備えは、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の整備を推進するために行うものです。

県は、市町村の災害廃棄物処理計画の策定状況や仮置場候補地の選定状況等を把握するとともに、県が実施した研修会や訓練の効果を検証するなど、県及び市町村等の取組状況について点検を行います。

第3章 発災時の対応

県及び市町村等は、発災後の時期や処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物の処理に関する業務を行います。

表3-1-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う。）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後3か月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	発災後3年程度までに業務完了

※時間の目安は災害の規模や種類によって異なる。

1 初動対応（発災後数日間）

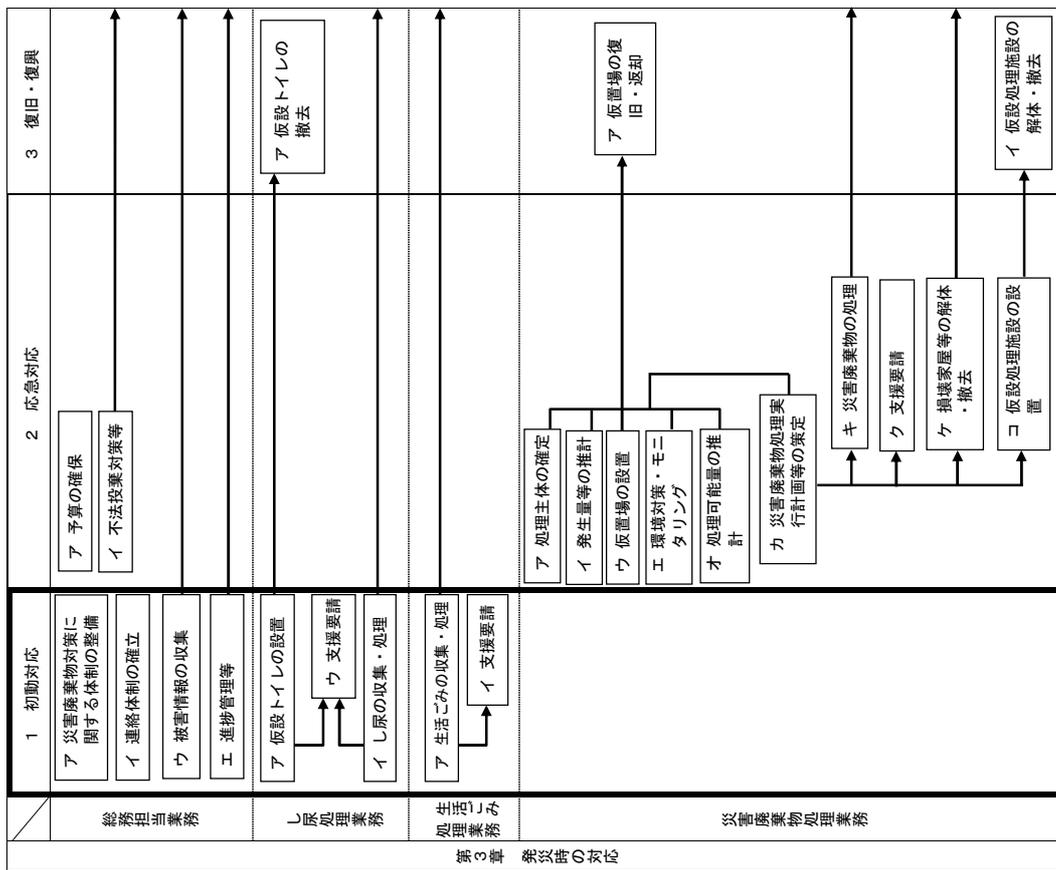
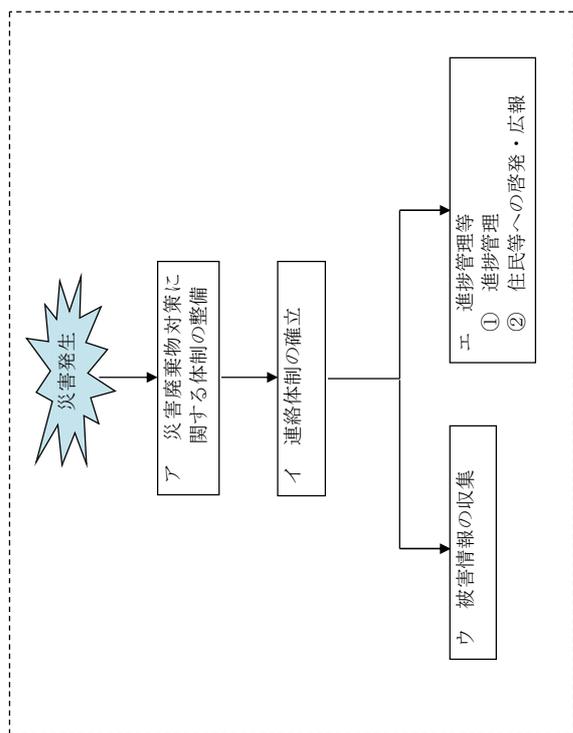


図3-1 発災時における全体業務フロー

(1) 総務担当業務



ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備

県は、総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当及び災害廃棄物処理担当の4つの担当を置き、災害廃棄物対策に関する体制を整備します。全体の統括を資源循環推進課長が行います。

イ 連絡体制の確立

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、速やかに市町村等との連絡体制を構築し、情報収集・連絡調整を行うことが重要です。

県は、市町村等、国及び民間事業者団体と、電話、防災行政無線網、FAX、電子メール等により速やかに連絡体制を確立します。

ウ 被害情報の収集

県は、災害情報管理システムを活用し、被害情報を収集します。また、電話、防災行政無線網、FAX、電子メール等を活用し、市町村等から被害情報を収集します。被害状況や災害廃棄物の発生・処理状況は、時間経過とともに変化する

ため、定期的、継続的に情報収集を行います。

市町村等は、被害情報について優先順位をつけて収集し、県へ報告します。

表3-2 災害情報管理システムにより収集する主な情報

区分	収集項目	目的
避難所と避難者数	<ul style="list-style-type: none"> 避難所名 避難者数 避難所の仮設トイレ数 	避難所ごみ、し尿の発生量の推計
建物の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 全壊、半壊、一部損壊棟数 焼失棟数 	災害廃棄物発生量の推計
上下水道の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況 断水（水道被害）の状況と復旧見通し 下水処理施設の被災状況 	し尿発生量の推計
道路・橋りょうの被害状況	被害状況と開通見通し	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の収集運搬体制への影響 仮置場の設置
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 復旧見通し 必要な支援 	迅速に処理体制を構築するための支援

表3-3 市町村から収集する主な情報

区分	収集項目	目的
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 種類と量 必要な支援 	迅速に処理体制を構築するための支援
仮置場の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の位置と規模 必要な支援 	

エ 進捗管理等

① 進捗管理

県は、市町村の災害廃棄物発生状況についての確に把握し、県内で災害廃棄物処理が円滑に進むよう、市町村間の支援に関する調整や課題への対応を行います。

また、県内の進捗状況を定期的に県に報告します。

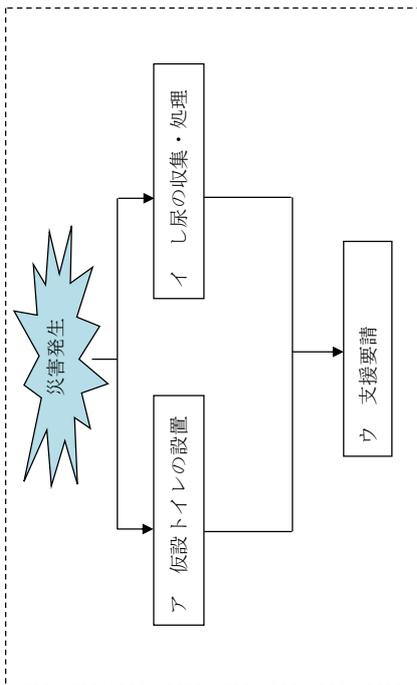
② 住民等への啓発・広報

県及び市町村は、広報誌、マスメディア、インターネット、説明会、避難所への文書掲示等を用いて、住民等への啓発・広報を行います。

提供する情報の例

- 避難所や仮置場におけるごみの分別方法
- 危険・有害物への対応、衛生確保に関する情報
- 災害廃棄物の種類、地域別発生量の情報
- 市町村域を越えた広域処理体制の構築状況
- 災害廃棄物に関するQ&A
- 不法投棄、便乗ごみ、不適正処理禁止の啓発
- 市町村の窓口情報

(2) し尿処理業務



ア 仮設トイレの設置

断水や上下水道の損壊等により、避難所等においては、多くの仮設トイレが必要になります。

市町村は、し尿の収集・処理体制を検討するため、し尿の発生量を推計するとともに、避難所の避難者数、配置する仮設トイレの種類等を考慮して、仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置します。また、仮設トイレの設置状況

及びその使用方法等について、住民に周知します。

県は、市町村の仮設トイレの設置状況及び市町村が推計したし尿の発生量を把握し、取りまとめます。

し尿の発生量推計

し尿発生量

$$\begin{aligned}
 &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times 1 \text{ 日 1 人平均排出量} \\
 &= \text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口} \\
 &\quad \times \text{③ 1 人 1 日平均排出量}
 \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数 = (水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口)) × 上水道支障率 × 1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が使用する世帯のうち1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

汲取人口：計画収集人口

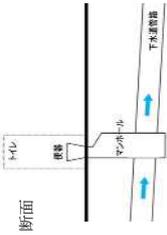
③ 1 人 1 日平均排出量 = 1.7 L / 人・日

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」（環境省）

コラム

災害用トイレの種類 (例)

種類	概要・特徴
携帯トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。
簡易トイレ組立式 	<ul style="list-style-type: none"> 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。 トイレがない・洋式便器がない場合に段ボール、新聞紙、テープを使って作成することができる。
仮設トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> 電気なしで使用できるものが多い。 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 イベント時や建設現場で利用されることが多い。 仮設トイレを設置する際には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。
マンホールトイレ 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。 本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。 貯留機能を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、汲み取りが必要になる場合がある。

断面


出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）及び「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（国土交通省）

イ し尿の収集・処理

平時に排出されるし尿の処理に加え、避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集・処理が必要となります。

市町村は、避難所の避難者数やし尿の収集が必要な仮設トイレの設置の情報を適時収集し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新しうえ、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行います。

県は、市町村の収集・処理状況等を把握します。

ウ 支援要請

市町村は、仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、把握した情報をもとに、支援の必要性を検討するとともに、市町村から支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や民間事業者団体と支援の内容について調整のうえ、支援の要請を行います。また、県内での支援では不足する場合には、国を通じて、民間事業者団体や他道府県等と支援の内容について調整のうえ、支援の要請を行います。

コラム

県らし尿収集・処理の対応（東日本大震災の事例）

<岩手県>

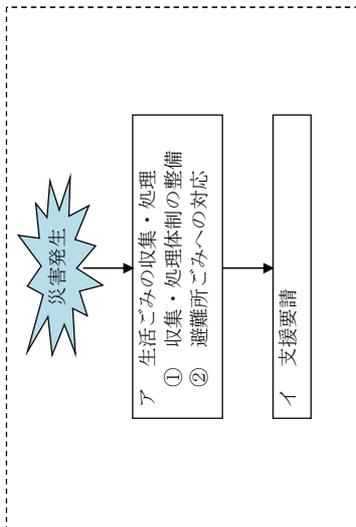
岩手県では、市町村に代わって県が自ら内陸部のリース業者から調達したほか、国や全国知事会等へ要請し、県外からバキューム車約30台を業界団体から支援を得て、し尿の収集を行い、仮設トイレについては、平成23年3月に565基、4月に260基の支援を得ました。また、し尿処理施設の受入可能量を把握したうえで協力量を要請を行い、県内の広域処理の体制を構築し、内陸の処理施設4施設で沿岸部の処理施設復旧までの間、受け入れが実現しました。沿岸部から内陸部へは長距離の輸送が必要でしたが、し尿処理施設の多目的貯留槽を活用し、中大型し尿収集運搬車両へ積み替えることにより効率的な運搬を行うことができました。

<宮城県>

宮城県では、3月15日に山形県に対し「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくし尿処理を要請し、山形県業界団体からバキューム車30台が提供されました。3月26日には鹿児島県業界団体からバキューム車を無償譲渡されるなど全国から支援を受け、し尿収集・処理の対応は3月中には落ち着きをみせました。仮設トイレは、発災直後から新潟県等からの支援により設置し、最終的に全国からの支援により県内の8市町に2,420基の仮設トイレを供給しました。

出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県宮城県・福島県）における災害廃棄物の処理の記録」（環境省東北地方環境事務所）

(3) 生活ごみ処理業務



ア 生活ごみの収集・処理

① 収集・処理体制の整備

市町村は、発災後速やかに処理施設や運搬ルート of 被害状況把握、安全性の確認を行うとともに、民間事業者団体や他市町村からの応援を含めた収集運搬体制及び処理体制を速やかに確保し、処理を行います。

② 避難所ごみへの対応

市町村は、避難所の開設・閉鎖の情報や適時収集し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

また、発災後速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

避難所ごみの発生量推計

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」（環境省）

イ 支援要請

市町村は、生活ごみの収集・処理が困難な場合には、県又は民間事業者団体に支援を要請します。

県は、市町村の処理状況を把握し、支援の必要性を検討するとともに、支援要請を受けた場合は、支援可能な市町村や他都道府県等と支援の調整を行います。

2 応急対応（発災後3か月程度）

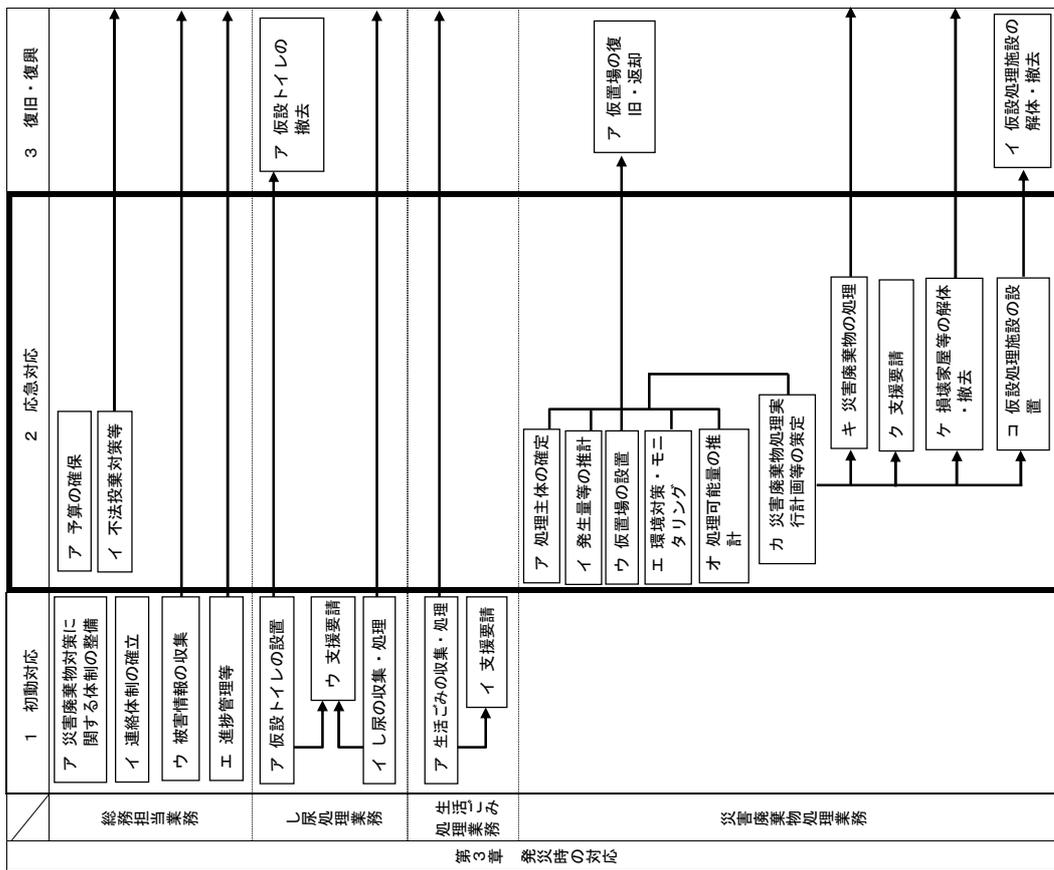
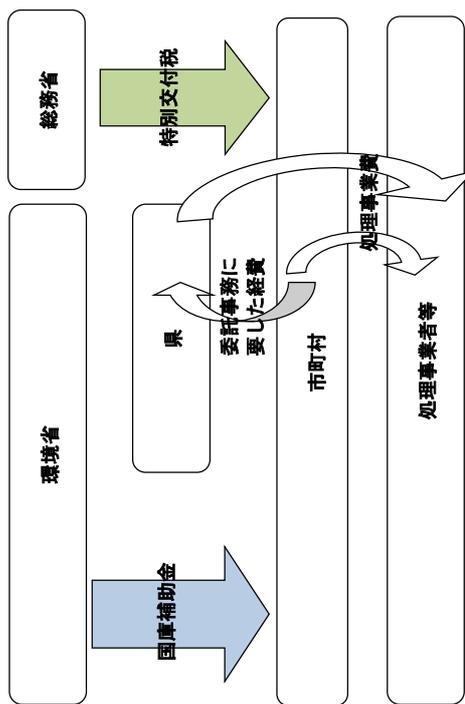


図3-2 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) 総務担当業務

ア 予算の確保

市町村は、災害廃棄物の処理のための予算を確保します。
県は、災害廃棄物の処理に係る補助金の交付対象範囲等について、市町村に情報提供します。また、被害状況に応じて、国に対し、財政措置について要望します。



出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県を一部修正）

図3-3 資金の流れ

表3-4 災害等廃棄物処理事業費補助金の負担割合

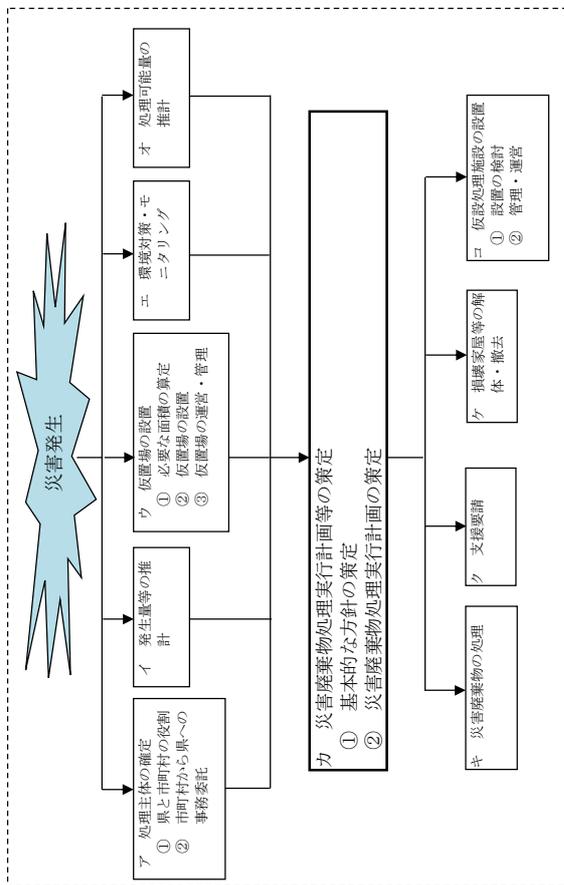
	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災 地方公共団体 左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	・標準収入の 10/100 以下の部分は、その額の 50/100 ・標準収入の 10/100 を超え 20/100 以下の部分は、その額の 80/100 ・標準収入の 20/100 を超える部分は、その額の 90/100 1/2
グリーンニューデール基金	—	—	国の実質負担額を平均 95%とする。
地方財政措置	地方負担分の 80%を交付税措置	地方負担分全額について災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%を交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置 同左

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（環視省）を一部修正

イ 不法投棄対策等

県及び市町村は、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、広報の強化やパトロールを実施します。

(2) 災害廃棄物処理業務



ア 処理主体の確定

- ① 県と市町村の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、市町村が処理責任を有しています。県は、市町村域を越えた広域処理の調整や地方自治法の事務委託により処理の主体として直接業務を担う等により、処理の円滑化を図ります。

役割分担例

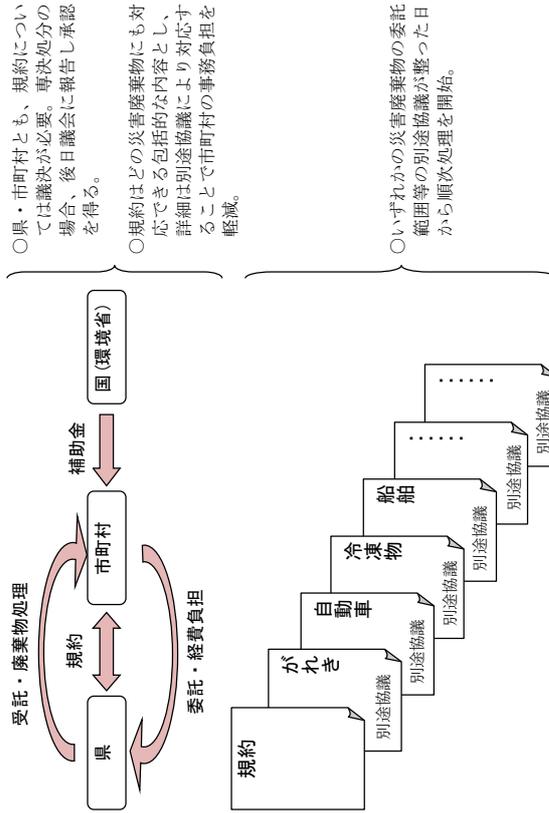
- ・市町村：災害廃棄物処理実行計画の作成
損壊家屋等の公費解体・撤去、災害廃棄物の撤去・運搬
一次仮置場の管理・運営
二次仮置場の管理・運営
災害廃棄物の収集・運搬
- ・県：県内の処理状況の進捗管理
県外を含む広域処理のための調整
災害廃棄物処理実行計画の作成
二次仮置場の管理・運営（事務委託を受けた場合）
災害廃棄物の収集・運搬（事務委託を受けた場合）
災害廃棄物の処理・再資源化・最終処分（事務委託を受けた場合）など

② 市町村から県への事務委託

市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員数の被災状況等から、市町村による処理が非常に困難な場合、県が地方自治法252条の14の事務委託に基づき、市町村に代わって処理を行います。

県は、発災後速やかに市町村の被災状況を把握し、県への事務委託に関する市町村の意向を確認します。

事務委託を受けた場合、県は、原則として県内の広域ブロック（6ページ、表1-1参照）を中心に、二次仮置場や仮設処理施設の設置・運営等を行います。



○県・市町村とも、規約については協議が必要。専決処分の場合、後日議会に報告し承認を得る。

○規約はどの災害廃棄物にも対応できる包括的な内容とし、詳細は別途協議により対応することです。市町村の事務負担を軽減。

○いずれかの災害廃棄物の委託範囲等の別途協議が整った日から順次処理を開始。

図3-4 市町村から県への事務委託スキーム
出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-9-2」（環境省）を一部修正

コラム

東日本大震災時の岩手県における事務委託の状況について

東日本大震災時の岩手県では、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務」というかたちで、特に条件等は設けずに沿岸12市町村から包括的に災害廃棄物処理の事務の委託を受けました。

市町村	実施機関	① 家屋等の解体	② 仮置場までの収集運搬		③ 仮置場における選別	④ 仮置場からの収集運搬	⑤ 処分				⑥ 災害廃棄物処理計画の策定	
			① 民有地等	② 道路・河川等			① 自動車	② 家電	③ P C B等処理困難物	④ 広域処理		⑤ その他一般的な災害廃棄物
洋野町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久慈市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野田村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普代村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野畑村	村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩泉町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮古市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大槌町	町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
釜石市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大船渡市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陸前高田市	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県）

イ 発生量等の推計

県及び市町村は、発災後、速やかに建物の被害棟数や水害・津波の浸水範囲等を把握し、災害廃棄物の発生量及び必要処理量を推計します。

また、より正確な発生量を把握するため、発生段階に応じて仮置場への持込量や必要な家屋解体件数等の情報を定期的に収集し、適宜発生量の見直しを行います。

災害廃棄物の発生量推計

$$\begin{aligned}
 & \text{災害廃棄物発生量 (t)} \\
 = & 1 \text{棟当たりの災害廃棄物発生量 (全壊)} (t/\text{棟}) \times \text{全壊棟数} \\
 & + 1 \text{棟当たりの災害廃棄物発生量 (半壊)} (t/\text{棟}) \times \text{半壊棟数} \\
 & + 1 \text{棟当たりの災害廃棄物発生量 (木造焼失)} (t/\text{棟}) \times \text{木造焼失棟数} \\
 & + 1 \text{棟当たりの災害廃棄物発生量 (非木造焼失)} (t/\text{棟}) \times \text{非木造焼失棟数} \\
 & + 1 \text{棟当たりの災害廃棄物発生量 (床上浸水)} (t/\text{棟}) \times \text{床上浸水棟数} \\
 & + 1 \text{棟当たりの災害廃棄物発生量 (床下浸水)} (t/\text{棟}) \times \text{床下浸水棟数}
 \end{aligned}$$

1棟当たりの災害廃棄物発生量 (t)

被害	津波浸水地域	津波浸水地域以外
全壊	1 1 7 トン	1 6 1 トン
半壊	2 3 トン	3 2 トン
木造焼失	7 8 トン	1 0 7 トン
非木造焼失	9 8 トン	1 3 5 トン
床上浸水	4. 6 0 トン	-
床下浸水	0. 6 2 トン	-

※1棟あたりの発生単位（建物被害程度別）は建物だけだけでなく、家財等の廃棄物を含めたもの

出典：算定式は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）を一部修正
1棟当たりの災害廃棄物発生量は、「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-1」（環境省）より引用

種類別災害廃棄物発生量の推計

種類別災害廃棄物発生量 (t)

$$= \text{火災焼失に伴う災害廃棄物発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)} \\ + \text{火災焼失以外の災害廃棄物発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)}$$

種類別発生割合

項目	津波浸水地域※1	津波浸水地域以外※2	
		火災焼失 木造	火災焼失 非木造 以外
可燃物	18%	0.1%	8%
不燃物	18%	6.5%	2.8%
コンクリートがら	5.2%	3.1%	5.8%
金属	6.6%	4%	3%
柱角材	5.4%	0%	3%

※1 津波を伴う災害であった東日本大震災（宮城県+岩手県）の処理実績に基づく種類別割合

※2 首都圏の建物特性を反映させるため、既往文献の発生原単位に9都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県）の構造別の建物棟数を加味して設定した種類別割合

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-1」（環境省）

津波堆積物の発生量推計

津波堆積物の重量 (t)

$$= \text{浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{津波体積厚 0.04 (m)} \times \text{体積重量換算係数 (1.46 or 1.10 t/m}^3\text{)}$$

出典：「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）を一部修正

ウ 仮置場の設置

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再利用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに一次仮置場を設置することが重要です。

また、大規模災害発生時には、二次仮置場に仮設処理施設を設置するなど、災害廃棄物の選別や再資源化等を行います。

① 必要な面積の算定

市町村は、災害廃棄物の発生量推計をもとに、仮置場の必要面積を算定します。

仮置場の面積の推計

○面積の推計方法の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{集積量 (t)} \div \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ (m)} \\ \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{集積量 (t)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} - \text{処理量 (t)}$$

$$\text{処理量 (t/年)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} \div \text{処理期間 (年)}$$

$$\text{見かけ比重} : \text{可燃物 0.4 (t/m}^3\text{)、不燃物 1.1 (t/m}^3\text{)}$$

$$\text{積み上げ高さ} : 5\text{m以下が望ましい}$$

$$\text{作業スペース割合} : 0.8 \sim 1$$

○簡易推計式の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{災害廃棄物の発生量 (千t)} \times 87.4 \text{ (m}^2\text{/t)}$$

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-4」（環境省）をもとに作成

② 仮置場の設置

市町村は、平時に選定している仮置場候補地から、被災状況に応じて利用可能な仮置場を抽出し、仮置場を設置します。

県は、市町村の仮置場の設置状況について情報収集を行うとともに、市町村からの要請に応じ、県有地の仮置場としての利用について、調整します。

仮置場の利用に当たっての準備事項

- 現地確認
- 土壌汚染対策
- 路盤、搬出入経路の整備
- 法、条例等の手続
- 私有地の場合は土地所有者との調整

③ 仮置場の運営・管理

市町村は、必要な人員、資機材等を確保して、仮置場の運営・管理を行います。

一次仮置場では、被災現場から搬入されたものを「可燃物」、「不燃物」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「その他（量、廃タイヤ類、廃家電、漁網等）」等に粗選別を行います。

二次仮置場では、一次仮置場から搬入した災害廃棄物の破碎・選別、焼却、焼却灰造粒固化施設、土壌洗浄設備、土壌改質設備、再生を行います。

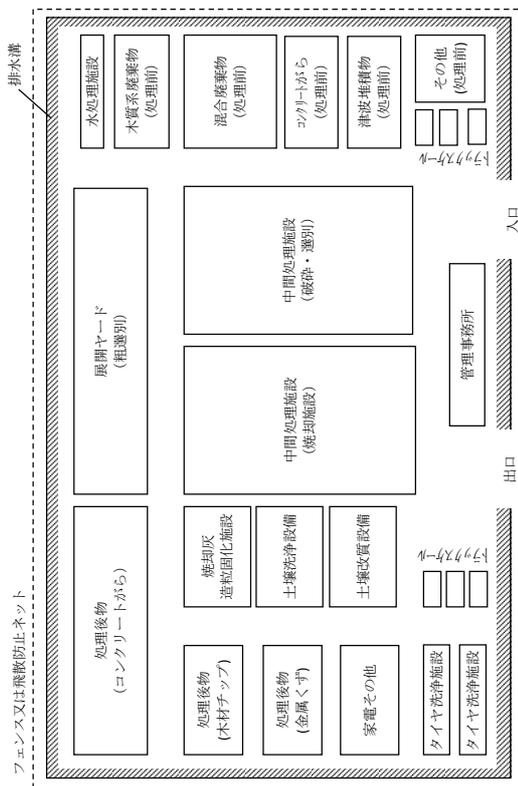


図3-5 二次仮置場レイアウト例
出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-5」（環境省）をもとに作成

工 環境対策・モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物の仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場においては、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要になります。

市町村は、被災状況を踏まえ、環境対策の必要性やモニタリングの調査項目、頻度等を検討します。

表3-5 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底 作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P・C・B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内に発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-7」（環境省）

オ 処理可能量の推計

県及び市町村は、一般廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理可能量を推計します。また、災害情報、被害情報等を随時更新することにより、段階に応じて適宜見直します。

カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定

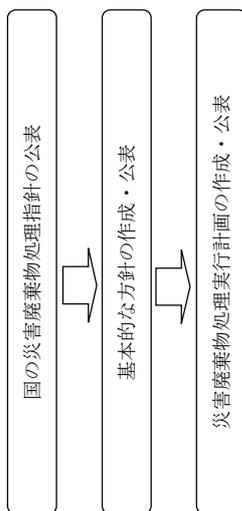


図3-6 基本的な方針・災害廃棄物処理実行計画の作成の流れ

① 基本的な方針の策定

国では、大規模災害時において、災害対策基本法に基づき災害廃棄物の処理の基本的な方向等を示した災害廃棄物処理指針（以下「国処理指針」という。）を定め、公表することとされています。

県及び市町村は、国処理指針を基本として、地域の実情に応じた災害廃棄物の処理に関する基本的な方針を作成します。

基本的な方針に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間

② 災害廃棄物処理実行計画の策定

市町村は、被害の状況等を速やかに把握し、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国処理指針等を踏まえ、実行計画を策定します。

県は、本計画をもとに、国処理指針等を踏まえ、市町村の実行計画と整合を取りながら実行計画を策定します。また、市町村の実行計画の作成について支援を行います。

なお、発災直後は災害廃棄物の発生量を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

災害廃棄物処理実行計画に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間
- 処理方法・処理フロー
- 処理体制

キ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の多くは、復旧・復興時に資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗に合わせて可能な限り再資源化を行い、最終処分量を削減します。その上で、最終処分をする災害廃棄物については、適正処理を確保するため、受入先の一つとして、県立県営の産業廃棄物最終処分場であるかながわ環境整備センターを活用します。

また、処理の進捗に応じて、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員数、資機材の確保状況等を考慮し、処理スケジュールの見直しを行います。

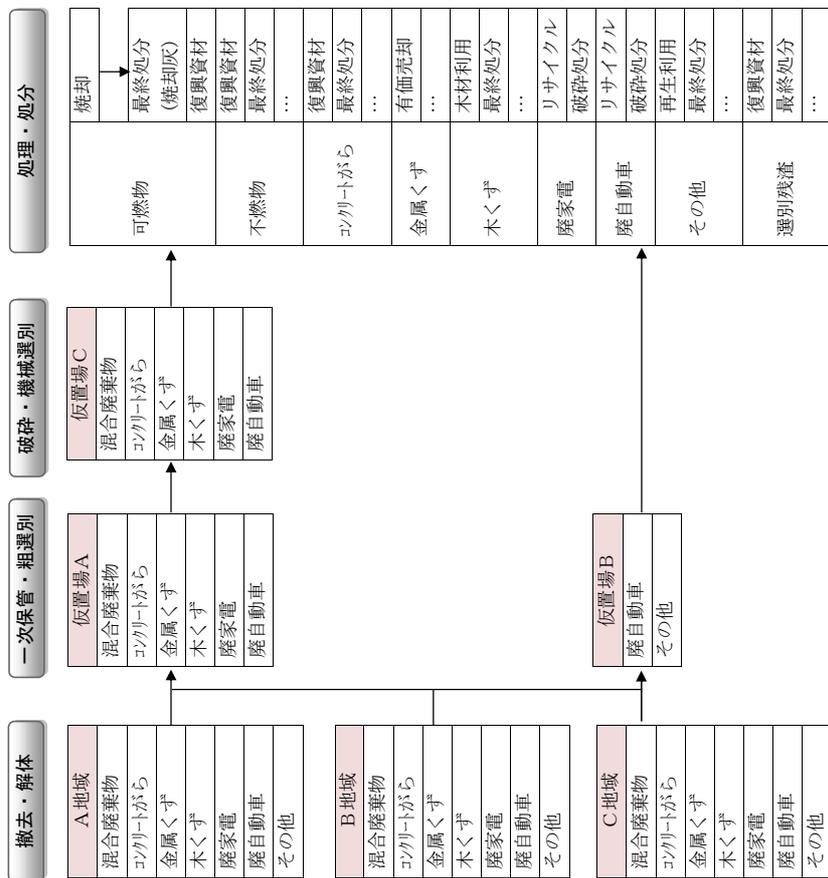
表3-6 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	再使用・再生利用できざるものや不燃物等を取り出し、焼却により減容・安定化させ、焼却後の灰の理立処理又は再資源化を行う。
廃タイヤ類	チップ化することで燃料として再資源化が可能であるため、火災等に注意しながら処理する。
コンクリートがら	選別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎を行う。
木くず	受入先の受入条件を満たすよう破碎、選別、洗浄等を実施し、可能な限り再生利用を行う。
家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）	可能な限り選別し、破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能な否かを判断して、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。
その他の家電製品	可能な限り選別し、パソコン、携帯電話、小型家電等、再生利用できるものは原則として再生利用を行う。

種類	処理方法・留意事項等
廃自動車等・廃船舶	事前に撤去予定などを提示し、所有者の意向を確認してから撤去を行う。廃自動車は、原則として自動車リサイクル法に基づき再生利用を行う。廃バイク及び廃船舶は、平時と同様に再生利用や適正な処理・処分を行う。
アスベストを含む廃棄物	アスベストを含む廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・ その他処理困難な廃棄物	飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、保管または早期の処分を行う。なお、工場等の事業場から排出されるものについて、平時と同様に事業者が専門処理業者へ引き渡すために、県は必要な情報の提供等を行う。
津波堆積物	悪臭などにより住民への生活環境へ影響を及ぼすへドロなどを優先的に除去する。また、可能な限り復興資材等として活用する。
貴重品・思い出の品	貴重品については警察に引き渡す。位牌、アルパム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

表3-7 災害廃棄物の利用用途例

災害廃棄物	利用用途例
廃タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー燃料 ・再生ゴム原料 ・セメント原料など
コンクリートから	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤材料 ・道路路盤材 ・埋立材 ・公共事業の資材など
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物として売却
木くず（柱材角材）	<ul style="list-style-type: none"> ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料(燃料)など
津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土材（嵩上げ） ・農地基盤材など



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-3」を一部修正

図3-7 処理フロー（例）

ク 支援要請

県内で発生した災害廃棄物は、原則、県内において処理を実施します。県は、市町村から災害廃棄物の処理について支援要請があった場合、処理余力のある一般廃棄物処理施設を有する市町村や廃棄物処理施設等を有する民間事業者団体等に支援要請を行います。

また、県内の処理施設だけでは処理が困難な場合は、他都道府県に支援要請を行います。

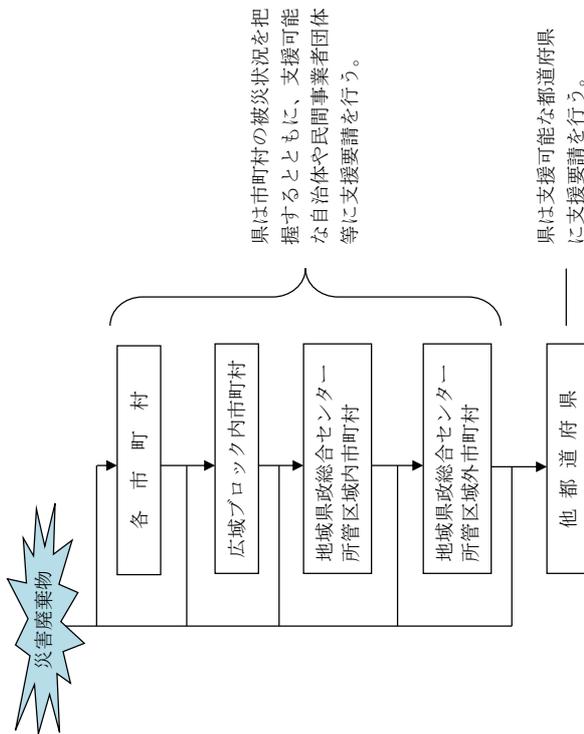


図3-8 支援要請の優先順

ケ 損壊家屋等の解体・撤去

市町村は、分別を考慮しながら、倒壊の危険性のある損壊家屋等から優先的に解体・撤去します。解体に当たっては、アスベスト調査を実施の上、アスベストの使用が確認された場合は関係法令に従い、除去作業を行います。

県は、市町村からの支援要請に基づき、建物の解体・撤去等に関する協定を締結している民間事業者団体等と支援の調整を行います。

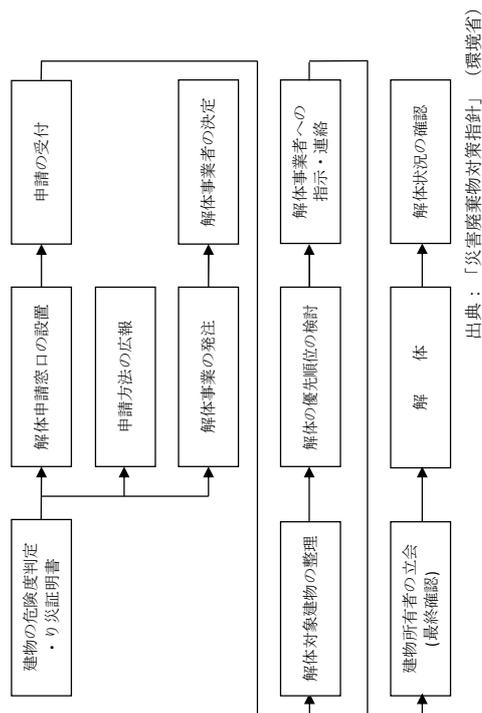


図3-9 解体・撤去の手順

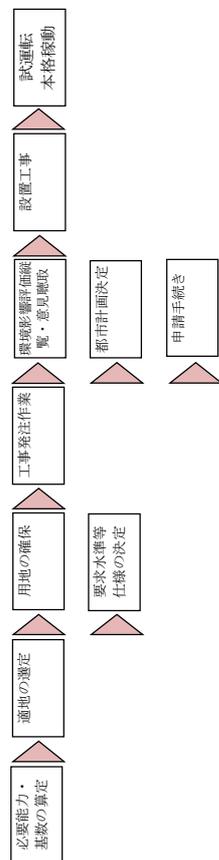
コ 仮設処理施設の設置

① 設置の検討

市町村は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機（以下「仮設処理施設」という。）の必要性、必要基数及び設置場所を検討します。また、設置の決定後は、環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めます。県は、仮設処理施設の設置について情報提供、技術的支援を行います。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置

- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続の簡素化（廃棄物処理法第9条の3の2、第9条の3の3）。
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときは、事後の届出で足りる（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図3-10 仮設処理施設の設置フロー（例）

② 管理・運営

市町村は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう仮設処理施設の適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

県は、仮設処理施設の管理・運営について技術的支援を行います。

3 復旧・復興（発災後3年程度）

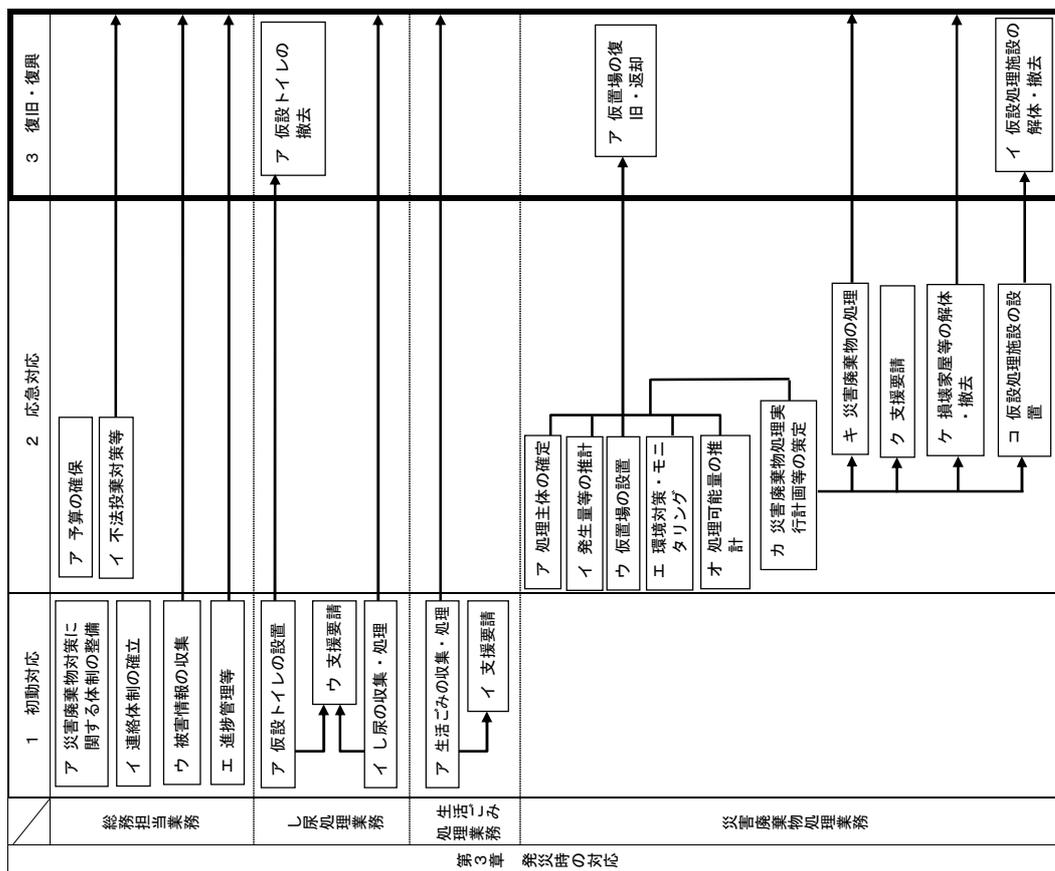


図3-11 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) し尿処理業務

ア 仮設トイレの撤去

市町村は、避難所の閉鎖や下水道の復旧に合わせ、平時のし尿処理体制に移行します。避難所等に設置された仮設トイレの撤去は計画的に行い、利用者の生活に不便が生じないように配慮します。

(2) 災害廃棄物処理業務

ア 仮置場の復旧・返却

市町村は、仮置場を返却するに当たって、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状復旧を行います。

イ 仮設処理施設の解体・撤去

市町村は、仮置場における災害廃棄物処理の完了後、関係法令を遵守し、速やかに仮設処理施設の解体・撤去を実施します。解体・撤去に当たっては、仮設焼却炉等がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行います。

神奈川県内消防広域応援実施計画

令和5年4月

神奈川県

神奈川県内消防広域応援実施計画

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 適用基準等	2
4 県消防応援隊の登録	3
第2章 応援体制	
1 県内調整本部	3
2 代表消防機関	3
3 地区幹事消防機関	4
4 各消防本部	4
第3章 事前計画	
1 県消防応援隊の編成	4
2 出動体制及び任務	5
3 指揮体制	6
4 情報連絡体制	6
5 無線体制	7
6 補給体制	7
7 地区消防応援隊に関わる必要事項の策定	7
第4章 災害発生初期の対応	
1 被災地市町村の対応	7
2 県の対応	8
3 県内調整本部の対応	8
4 応援先の調整及び決定	9
第5章 応援活動等	
1 県内調整本部の対応	10
2 被災地消防本部の対応	11
3 地区幹事消防機関の対応	11
4 応援消防本部の応援の中止	12
第6章 活動終了	
1 県消防応援隊の引揚げ	12
2 帰署報告等	12
3 活動結果報告	12

第7章 その他

- 1 経費の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 各市町村の計画策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

資料等

- 別表第1 神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 第一号様式～第二号様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

神奈川県内消防広域応援実施計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、神奈川県において大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、県及び県内消防機関が一致団結し、市町村の区域を越えた広域的な消防応援を行う場合について必要な事項を定め、もって消防応援を円滑かつ迅速に行い、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において使用する用語は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び緊急消防援助隊の応援等に関する要綱（平成27年消防広域74号）において使用する用語の例によるほか、次の各号の例による。

- (1) 非常事態
大規模災害等による被害が複数の市町村の区域にまたがり又はその市町村のみの消防力をもって対処することができない事態をいう。
- (2) 被災地
大規模災害等が発生した市町村をいう。
- (3) 指揮者
被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 被災地消防本部
被災地を管轄する消防本部をいう。
- (5) 指揮本部
被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (6) 県内調整本部
被災地の応援のため神奈川県（以下「県」という。）及び神奈川県内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、神奈川県知事（以下「知事」という。）が設置する神奈川県消防広域運用調整本部をいう。
- (7) 代表消防機関
県内の消防本部を代表して各消防本部及び県との連絡調整等を行う消防本部をいう。
- (8) 代表消防機関代行
被災等により代表消防機関が任務を行うことができない場合に、代表消防機関の任務を代行する消防本部をいう。
- (9) 地区
神奈川県消防長会で定めた地区をいう。
- (10) 地区幹事消防機関
各地区の消防本部の幹事として、地区内の消防本部及び県と調整等を行う消防本

部をいう。

- (11) 応援消防本部
消防隊等の応援を実施又は実施しようとする県内の消防本部をいう。
- (12) 災害即応部隊
大規模災害等の発生時、県内調整本部の求めに基づき迅速に出動する、次の部隊の総称をいう。
情報収集航空隊：被災地の情報収集を行う消防航空隊
県内指揮支援隊：被災地消防本部の指揮活動を支援する指揮隊及び通信支援隊
陸上先遣隊：災害初期活動を行う陸上部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、事前に指定しておくものとする。(指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊)
特殊な部隊：NBC等の特殊災害に派遣する部隊(エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊)
- (13) 県消防応援隊
県内の消防本部から被災地へ派遣される神奈川県消防広域応援隊をいう。
- (14) 地区消防応援隊
地区内の消防本部で編成する県消防応援隊の隊をいう。
- (15) LINE WORKS
ワークスモバイルジャパン株式会社提供する、企業向けチャットサービスを用いる。
- (16) 主運用波6
消防救急デジタル無線主運用波6(電波法関係審査基準に基づき神奈川県に割り当てられた県内共通波)

3 適用基準等

- (1) 適用基準
本計画の適用基準は次のとおりとする。
 - ア 地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、被災地の消防力によっては防ぎようが困難として、被災地の市町村長が応援を要請した場合
 - イ 被災地消防本部との連絡がとれない状況において、災害の状況及び被災地の消防力を考慮して、応援等が必要な非常事態であると知事が判断した場合
 - (2) 神奈川県下消防相互応援協定の関係
本計画は神奈川県下消防相互応援協定の効力を妨げるものではなく、被災地消防本部は、災害の規模、種別及び消防力等を勘案の上、本計画又は神奈川県下消防相互応援協定に基づき応援要請のうち、適切と考えられるものを選択するものとする。
なお、本計画が適用された場合、神奈川県下消防相互応援協定より優先するものとする。

4 県消防応援隊の登録

知事は、必要と認める人員及び施設を県消防応援隊として登録するものとする。
登録する県消防応援隊は、消防組織法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防隊等とする。

第2章 応援体制

1 県内調整本部

- (1) 第1章3の規定に基づき本計画を適用した場合、神奈川県庁西庁舎7階統制部署Bに県内調整本部を設置する。
- (2) 県内調整本部長は、知事をもって充てる。
- (3) 県内調整本部の副本部長は、くらし安全防災局防災部消防保安課長及び代表消防機関職員をもって充てる。
- (4) 県内調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
 - ア くらし安全防災局防災部消防保安課の職員
 - イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
 - ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
- (5) 県内調整本部は、「神奈川県消防広域運用調整本部(略称：かながわ消防)」と呼称するものとし、無線呼出名称は「かながわしようぼう」とする。
- (6) 県内調整本部の業務
 - ア 県消防応援隊派遣に関する各種調整
 - イ 応援部隊の決定
 - ウ 県内の被害情報の集約
 - エ 消防庁、地区幹事消防機関及び県内消防本部への連絡調整
 - オ 県災害対策本部(以下「県災対本部」という。)との調整(消防、警察、自衛隊等の応援隊との調整等)
 - カ 応援及び活動終了の連絡

2 代表消防機関

- (1) 代表消防機関
代表消防機関は横浜市公安局とする。
ただし、被災のため横浜市消防局が任務を遂行することが困難な場合は、次の順位により代表消防機関の代行を知事が指定するものとする。
 - 第1順位：川崎市消防局
 - 第2順位：相模原市消防局
 - 第3順位：被害程度の小さい地区幹事消防機関
- (2) 代表消防機関の任務
代表消防機関の任務は次のとおりとする。
 - ア 県内調整本部への職員派遣
 - イ 出動可能隊数のとりまとめ

- ウ 県内消防応援隊の派遣先・派遣隊数の調整
- エ 県内消防応援隊の全体的な指揮・調整
- オ 地区幹事消防機関との連絡調整
- カ 消防航空隊との連絡調整
- キ その他、必要な事項

3 地区幹事消防機関

- (1) 地区幹事消防機関
 - 各地区の地区幹事消防機関は次のとおりとする。ただし、自らが被災した等により任務を遂行することが困難な場合は、地区幹事消防機関の代行を県内調整本部が別に指定するものとする。

- 横浜地区：横浜市消防局
- 川崎地区：川崎市消防局
- 相模原地区：相模原市消防局
- 湘南地区：藤沢市消防局
- 三浦半島地区：横須賀市消防局
- 県央地区：厚木市消防本部
- 県西地区：小田原市消防本部

- (2) 地区幹事消防機関の任務
 - 地区幹事消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア 地区内の県消防応援隊の指揮・調整
- イ 県内調整本部との連絡調整
- ウ 地区内の消防本部に対する連絡調整
- エ その他、必要な事項

4 各消防本部

- 県消防応援隊として消防隊等を出動させる。

第3章 事前計画

1 県消防応援隊の編成

- (1) 県消防応援隊の編成は、各消防本部への出動可能隊数の調査結果等に基づき、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊を県内調整本部が決定する。県消防応援隊は、原則として地区ごとに編成するものとする。
- (2) 応援活動の長期化による応援消防本部の負担を軽減するため、第1次派遣となる県消防応援隊は、政令市（横浜市、川崎市及び相模原市）消防局以外の消防本部を優先して編成するものとし、第2次派遣以降は政令市消防局を中心に編成するよう配慮するものとする。
- (3) 県消防応援隊を指揮する隊長（以下「県隊長」という。）は、原則として代表消防機関の職員をもって充てる。

- (4) 地区ごとに、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊、航空小隊及び水上小隊のうち、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成するものとする。

なお、災害の状況によっては、県隊長の指示により任務別に各中隊を編成して活動するものとし、県消防応援隊の各中隊長は、県隊長が指定するものとする。

- (5) 地区で編成する県消防応援隊の名称は、各地区の名称を付け「〇〇地区消防広域応援隊（以下「地区消防応援隊」という。）とする。

- (6) 地区消防応援隊を指揮する隊長（以下「地区隊長」という。）は、原則として地区幹事消防機関の職員をもって充てる。

- なお、地区隊長は、当該消防本部の実動隊の隊長を兼ねることができ、(7) 各消防本部は、事前に県消防応援隊として出動する部隊を指定しておくものとする。

2 出動体制及び任務

- (1) 災害即応部隊

ア 災害即応部隊は、下記表1に基づき県内調整本部が編成、県内調整本部の求めにより迅速に出動し、被害情報の収集、被災地消防本部の指揮支援及び災害初期活動を行う。

表1

被災地区	情報収集航空隊			県内指揮支援隊			陸上先遣隊		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
横浜	川崎市	—	—	川崎市	相模原市	—	相模原市	川崎市	—
川崎	横浜	—	—	横浜市	相模原市	—	相模原市	横浜市	—
相模原	川崎市	横浜市	—	横浜市	川崎市	—	川崎市	横浜市	—
湘南	横浜市	川崎市	—	相模原市	横浜市	川崎市	川崎市	横浜市	相模原市
三浦半島	横浜市	川崎市	—	川崎市	相模原市	横浜市	横浜市	相模原市	川崎市
県央	川崎市	横浜市	—	相模原市	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	相模原市
県西	横浜市	川崎市	—	川崎市	横浜市	相模原市	相模原市	横浜市	川崎市

※ 情報収集航空隊出動地区は、「神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領」（神奈川県消防長会）に基づく応援担当区域

※ 応援活動が長期化する場合、第2次以降の順位により部隊交替を行う。（情報収集航空隊及び陸上先遣隊は1日、県内指揮支援隊は2日を目安に交替する。）

- イ 災害即応部隊の任務

- (7) 情報収集航空隊
 - 航空機で被災地の被害状況等を収集し、県内調整本部に連絡する。

- (4) 県内指揮支援隊
 - 指揮車で被災地の指揮本部に出動し、被害情報等を収集するとともに、主に県消防応援隊の運用について指揮支援活動を行う。

(7) 陸上先遣隊

被災地に赴いて被害情報の収集及び消防活動を実施する。陸上先遣隊の隊長は、県隊長が被災地に到着するまでの間、県隊長代行として地区消防応援隊を指揮し消防活動を行う。

(エ) 特殊な部隊

被災地の消防本部の要請に応じ編成し消防活動を実施する。

なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

(2) 県消防応援隊

県消防応援隊は、県内調整本部の求めに応じ、県内調整本部が指定する被災地の活動拠点に地区ごとに迅速に出動し、県隊長の指揮の下、消防活動を実施する。

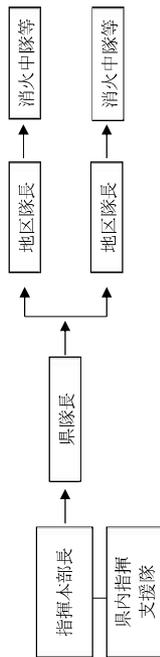
なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

3 指揮体制

(1) 県消防応援隊は、指揮本部の長（以下「指揮本部長」という。）の指揮の下に行動するものとする。

(2) 指揮体制は、図1のとおりとする。

図1

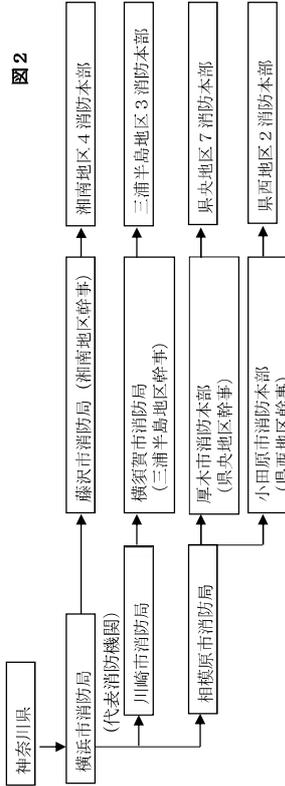


4 情報連絡体制

(1) 情報連絡系統

情報連絡系統は、原則としてLINE WORKSにより、県及び各消防本部間で一斉に情報共有を図り、LINE WORKSを活用できない場合は図2のとおりとする。

なお、各消防本部から県内調整本部へ報告等をする場合は、図2の逆の経路で行うものとする。



※ 出動可能隊数調査時のLINE WORKSまたは県防災行政通信網は県内28消防機関へ一斉送信

(2) 情報連絡窓口

別表第1のとおりとする。

(3) 情報連絡方法及び内容

ア 情報連絡は、原則としてLINE WORKSにより行う。ただし、LINE WORKSを活用できない場合は、有線通信により行い、有線通絶時には、地域衛星通信ネットワーク、神奈川県防災行政通信網及び主運用波6等の方法により行うものとする。

イ 県は各消防本部に同一内容の調査及び連絡を一斉に通知する場合は、LINE WORKS又は神奈川県防災行政通信網により行う。

ウ LINE WORKSの運用は、原則として、県が通知する「県内消防広域応援でのLINE WORKSの運用手順」に沿って行う。

エ 文書等の通信については、LINE WORKSに加え、ファクシミリ、電子メールを活用し、円滑な情報連絡に努める。

オ 各消防本部は、原則として情報連絡系統を通じて県へ報告する。

カ LINE WORKSの活用により、本計画中の規定様式での通知等を省略した場合には、活動終了後、ファクシミリにより行うこととする。

5 無線体制

各消防本部は、災害現場における無線運用を円滑に行うため、次の事項を考慮し、通信体制の確立に努める。

(1) 主運用波6や署活動波等を有効に活用し、県消防応援隊間及び指揮本部との通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 電波法第70条の7の規定に基づき、必要に応じて無線機の貸与を相互に行い、無線連絡を同一周波数で行えるように努めるものとする。

(3) 緊急消防援助隊が県内に派遣されている場合の統制波1、2、3の使用にあたっては、指揮支援部隊長の調整に従う。

6 補給体制

(1) 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。

(2) 県は、地区幹事消防機関等と連絡をとり、食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立のため支援調整を行う。

7 地区消防応援隊に関わる必要事項の策定

各地区幹事消防機関の長は、地区内消防本部の長と協議し地区消防応援隊の出動時の集合場所等の必要な事項を事前に定めるものとする。

第4章 災害発生初期の対応

1 被災地市町村の対応

(1) 災害状況の連絡

大規模災害等を覚知した被災地市町村長は、県及び代表消防機関等に対し、被害

状況を直ちにLINE WORKS 又は電話により連絡するものとする。

(2) 指揮本部の設置

被災地消防本部は、管内において大規模災害等が発生した場合、県消防応援隊等を円滑に運用し、災害防ぎよ、人命救助等の消防活動を円滑に実施するため、原則として、当該市町村災害対策本部と緊密な連携がとれる場所に指揮本部を設置するものとする。

(3) 応援要請

被災地の市町村長は、県消防応援隊の要請が必要であると判断した場合は、知事に対して、直ちにLINE WORKS により応援要請を行うものとし、災害の状況等が明らかになり次第、順次LINE WORKS により応援等に必要な隊の種類・規模等に関する連絡を行うものとする。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には、電話により応援要請を行い、第一号様式により応援等に必要な隊の種類・規模等に関する連絡を行うものとする。

なお、消防の事務を委託している市町村は、委託先の消防本部を通じて要請するものとする。

前記アによる応援要請を行った場合、被災地の市町村長は、速やかに地区幹事消防機関の長にその旨を報告する。

知事は、被災地の市町村長から、前記アによる応援要請がなくとも、災害規模等に照らし、緊急を要し、かつ応援要請を待つかまがないときは、被災地から応援要請を待たないで、当該市町村の消防応援のために次各項に規定する必要な措置をとることができるものとする。

2 県の対応

(1) 県内調整本部の設置

第1章3の規定に基づき本計画を適用した場合は、知事は速やかに県内調整本部を設置するとともに、代表消防機関に連絡する。

夜間、休日等で県内調整本部の設置に時間を要する場合は、県くらし安全防災局防災部消防保安課職員が登庁し、県内調整本部の設置が完了するまでの間、代表消防機関がその役割を担う。

(2) 消防応援活動調整本部への移行

本計画を適用した災害により、本県に緊急消防援助隊が出動した場合は、県内調整本部は神奈川県消防活動調整本部設置要綱に基づき、消防応援活動調整本部に移行するものとする。

なお、県消防応援隊の活動については、県内調整本部が消防応援活動調整本部に移行した後も本計画に基づき継続するものとする。

3 県内調整本部の対応

(1) 災害即応部隊の出動依頼

県内調整本部は、災害即応部隊を出動させる消防本部に対し、LINE WORKS 又は電話により出動を要請する。ただし、LINE WORKS 又は電話を活用できない場合に

は第三号の様式により行う。

なお、災害の規模及び状況により、災害即応部隊の一部又は全部を出動させる必要がない場合は、当該部隊の出動準備を依頼することができるものとする。

(2) 出動可能隊数調査

県内調整本部は、前記1(3)による応援要請を受けかつ必要と認められた場合は、LINE WORKS により、出動可能隊数調査を行う。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には第二号の様式により行う。

前記アの調査依頼を受けた消防本部は、応援出動の可否について、LINE WORKS により、県及び地区幹事消防機関に報告する。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には、情報連絡系統を通じて、第二号の様式により行う。

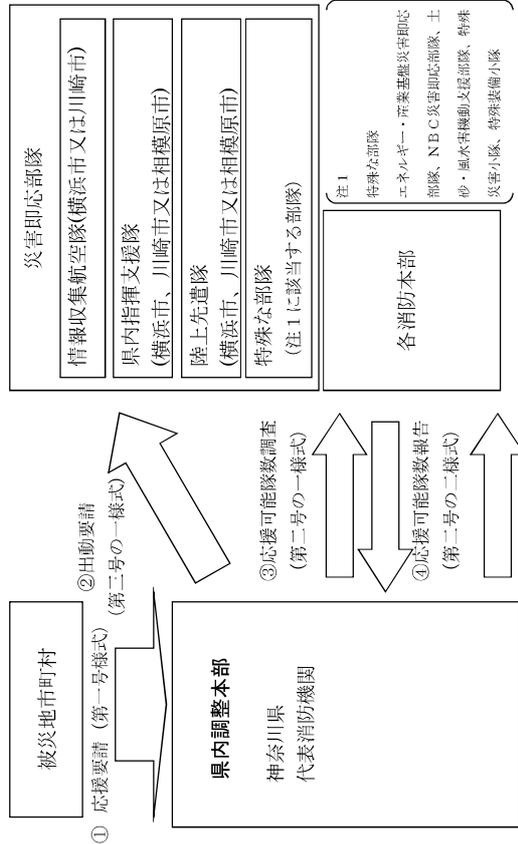
(3) 県消防応援隊の出動

災害即応部隊の被害状況の把握の結果、県消防応援隊の出動が必要と認められた場合は、各消防本部に対し、LINE WORKS により県消防応援隊の出動を要請する。ただし、LINE WORKS を活用できない場合には第三号の様式により行う。

(4) 応援要請の流れ

応援要請の流れは、図3のとおりとする。

図3



4 応援先の調整及び決定

(1) 県内調整本部は、県消防応援隊の応援先を決定する。

なお、災害の規模により、全ての地区が応援出動する必要がある場合は、表2の応援優先順位や被害状況、派遣期間等を総合的に判断し、応援地区を決定するものとする。

表2

応援地区	応援地区						
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
横浜地区	湘南	三浦	泉央	泉西	川崎	相模原	—
川崎地区	三浦	泉央	湘南	泉西	横浜	相模原	—
相模原地区	泉央	泉西	湘南	三浦	川崎	横浜	—
湘南地区	湘南	三浦	泉西	泉央	横浜	相模原	川崎
三浦半島地区	三浦	湘南	泉央	泉西	横浜	川崎	相模原
泉央地区	泉央	泉西	湘南	三浦	相模原	横浜	川崎
泉西地区	泉西	泉央	湘南	三浦	相模原	横浜	川崎

※ 同一地区内での応援が可能な場合は、同一地区を優先する。また、近隣市町消防本部のみで対応が可能な場合は、地区消防隊の編成を行わず、近隣市町消防本部での対応を優先する。

(2) 県内調整本部は、前記(1)により応援先を決定した場合は、LINE WORKSにより、応援を行う市町村の長に出勤を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、被災地の市町村長に通知する。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には、第三号の二様式により、応援を行う市町村の長に出勤を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、第三号の三様式により被災地の市町村長に通知する。

第5章 応援活動等

1 県内調整本部の対応

- (1) 活動拠点
- ア 活動拠点を被災地消防本部と協議し決定する。
なお、この際は、警察や自衛隊の活動拠点を県炎対本部に確認し、調整を行う。
- イ 決定した活動拠点を、各地区幹事消防機関に連絡する。
- (2) 被災地消防本部の受入体制の調整
下記2(4)に定める要請を受けた場合、又は被災地消防本部で県消防応援隊の受入体制が整わないと判断した場合は、県内の被害状況を勘案し、受入体制の支援を要請する消防本部について、地区幹事消防機関等と調整を行う。
- (3) 情報収集及び連絡
被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、被災地消防本部及び地区幹事消防機関に連絡する。
- (4) 資機材の貸出し
必要に応じ、県保有の資機材の貸出しについて、県災害対策本部と協議を行う。
- (5) 代表消防機関への調整依頼
県内調整本部が行う応援活動に関わる各種業務について、必要に応じ、代表消防機関にその調整を依頼することができる。

2 被災地消防本部の対応

- (1) 指揮本部
指揮本部を設置し、指揮本部内に指揮班、情報連絡班、広報班、補給班等を配置し、円滑な指揮体制の確立に努める。
- (2) 活動拠点
ア 県消防応援隊の活動拠点を、県内調整本部と調整する。
イ 県消防応援隊の誘導等を行うため、連絡員を活動拠点に派遣させる。
- (3) 県消防応援隊への指示内容等
指揮本部長は、到着した県隊長等に次の内容の連絡、指示及び確認を行う。
- ア 災害の状況
イ 現在の活動状況
ウ 他地区の県消防応援隊の状況
エ 県消防応援隊の任務及び担当区域
オ 指揮体制
カ 活動場所に至る道路の状況
キ 連絡窓口
ク その他、活動上必要な事項
- (4) 受入体制が整わない場合の対応
県消防応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を県内調整本部に求めることができる。
- (5) 職員派遣の検討
県消防応援隊の要請を行った場合は、県内調整本部への職員派遣を検討する。この場合において、派遣される職員は消防組織法第44条の2第5項第3号に規定する「災害発生市町村の長の指名する職員」として、次の役割を担うものとする。
- ア 被災地消防本部と県内調整本部との連絡体制の構築
イ 県消防応援隊の進入ルートの設定等に係る情報提供

3 地区幹事消防機関の対応

- (1) 集結場所の指定
地区幹事消防機関の長は、地区内の県消防応援隊の集結場所及び集結時間を指定し、応援可能な消防本部に連絡する。
- (2) 被災地への出動
地区隊長は、県消防応援隊の集結場所において、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認並びに点検を行うとともに、要請内容及び活動拠点を全員に周知させた上、地区消防応援隊を出動させる。
- (3) 出動報告
地区幹事消防機関は、地区消防応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、次の事項を県内調整本部に連絡する。

- (1) 応援隊員の特種勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
- (2) 県消防応援隊の活動のために使用した当該部隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、県消防応援隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

2 各市町村の計画策定

各市町村は、この計画に基づき、県内消防広域応援について必要な事項を定めるものとする。

附 則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。
なお、神奈川県消防広域応援基本計画（平成2年策定）は、廃止する。

附 則

この計画は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。

7 地区消防応援隊の出動時間及び現地到着予定時間

- イ 地区隊長の階級及び氏名
- ウ 地区消防応援隊の人員数、車両数
- エ その他、必要な事項
- (4) 被災地到着時の報告
地区隊長は、指揮本部長に到着の報告を行い、必要な指示を受ける。

4 応援消防本部の応援の中止

応援出動中の部隊に事故が発生した場合等、県消防応援隊の派遣を中止しなければならぬ特別の事態が生じたときは、応援消防本部は、地区隊長を通じ県隊長に状況を説明の上、応援を中止することができる。この場合、県隊長は、応援の中止の旨を地区幹事消防機関及び県内調整本部に報告する。

第6章 活動終了

1 県消防応援隊の引揚げ

- (1) 被災地の市町村長は、県内指揮支援隊長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合勘案し、当該市町村の区域内における県消防応援隊の活動終了を判断するものとし、県内調整本部へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 県内調整本部は、県内指揮支援隊長及び県隊長に引揚げの連絡をする。
- (3) 地区隊長は、県隊長から引揚げの連絡を受けた場合は、応援活動を終了し、人員・車両・資機材等の異常の有無を確認の上、引揚げるものとする。

2 帰署報告等

- (1) 応援消防本部は、県消防応援隊が帰署した場合、その旨を被災地消防本部及び地区幹事消防機関に報告する。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報告する。
- (3) 県内調整本部は、地区幹事消防機関からの報告をもって、解散とする。

3 活動結果報告

- (1) 県消防応援隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署後、地区幹事消防機関に第四号様式により活動報告を行う。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報告する。

第7章 その他

1 経費の負担

原則として、神奈川県下消防相互応援協定のとおりとする。
なお、応援のために要した経費は、次に掲げる経費とする。

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧

別表第1

地区	名称	地区 幹事	連絡窓口(昼間) 連絡窓口(夜間)	電話				FAX	e-mail アドレス	住 所
				NTT	防災行政通信網			NTT		
					IP/庁内スマホ	閉域スマホ	地球衛星通信ネットワーク			
—	神奈川県くらし安全防災局		消防グループ	045-210-3436	3429、3430	3583、3584	IP/庁内スマホと同番号*2	045-210-8829	fm0313.n9f@pref.kanagawa.jp	231-8588
			指令情報室	045-210-3456	3400、3401	3501、3502	IP/庁内スマホと同番号*2	045-201-6409	higaihokoku.393@pref.kanagawa.jp	横浜市中区日本大通1
横浜	横浜市消防局	○	警防課	045-334-6712	2012	3011	IP/庁内スマホと同番号*1	045-334-6710	sy-keibo@city.yokohama.lg.jp	240-0001
			司令課	045-334-6412				045-331-5221	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
川崎	川崎市消防局	○	警防課	044-223-2606	2020	3023	IP/庁内スマホと同番号*1	044-223-2619	84keibo@city.kawasaki.lg.jp	210-8565
			指令課	044-223-2645				044-223-2654	84sirei@city.kawasaki.lg.jp	川崎市川崎区南町20-7
相模原	相模原市消防局	○	指令課	042-751-9111(代)	2030、2031、2032	3034	IP/庁内スマホと同番号*2	042-751-9284	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
三浦半島	横須賀市消防局	○	指令課	046-822-0119	2042	3041	IP/庁内スマホと同番号*2	046-823-3920	ii-fb@city.yokosuka.lg.jp	238-8550 横須賀市小川町11番地
	鎌倉市消防本部		指令情報課	0467-44-0119	2062	3061	IP/庁内スマホと同番号*2	0467-44-5551	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056 鎌倉市大船3-5-10
	逗子市消防本部		通信指令室	046-871-0119	2102	3346	IP/庁内スマホと同番号*1	046-872-4330	honscho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31
	葉山町消防本部		消防署	046-876-0119	2200	3203	IP/庁内スマホと同番号*1	046-876-1263	shobosho@town.hayama.lg.jp	240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-10
湘南	平塚市消防本部		消防救急課 情報指令課	0463-21-3240	2051	3051	IP/庁内スマホと同番号*2	0463-24-0119	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1
	藤沢市消防局	○	警防課	0466-22-8182	2072	3071	IP/庁内スマホと同番号*2	0466-22-8184	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8601 藤沢市朝日町1-1
	茅ヶ崎市消防本部		消防救命課 指令情報課	0467-85-9945 0467-85-4591	2092	3091	IP/庁内スマホと同番号*2	0467-85-1112	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
	大磯町消防本部		通信指令室	0463-61-0911	2220	3223	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-61-7412	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075
	二宮町消防本部		消防署 情報機器室	0463-72-0015	2230	3233	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-72-0117	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可
*2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

14

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧

別表第1

地区	名称	地区 幹事	連絡窓口(昼間) 連絡窓口(夜間)	電話				FAX	e-mail アドレス	住 所
				NTT	防災行政通信網			NTT		
					IP/庁内スマホ	閉域スマホ	地球衛星通信ネットワーク			
県央	秦野市消防本部	○	警防課	0463-81-0119	2120	3123	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-83-0022	f-keibou@city.hadano.lg.jp	257-0031
			情報指令課						f-sirei@city.hadano.lg.jp	秦野市曾屋757
	厚木市消防本部	○	警防課	046-221-2331	2130	3133	IP/庁内スマホと同番号*1	046-224-5370	lg6400c@city.atsugi.lg.jp	243-0003
			指令課						lg6450c@city.atsugi.lg.jp	厚木市寿町3-4-10
	大和市消防本部		警防課	046-261-1119	2145	3141	IP/庁内スマホと同番号*1	046-264-8327	sh_keibo@city.yamato.lg.jp	242-0018
			指令課						sh_shirei@city.yamato.lg.jp	大和市深見西4-4-6
	伊勢原市消防本部		消防救急課	0463-95-2119	2152	3151、3152	IP/庁内スマホと同番号*1	0463-97-2158	keibou-kyukyu@city.isehara.lg.jp	259-1131
			情報指令係						keibi@city.isehara.lg.jp	伊勢原市伊勢原3-32-20
海老名市消防本部		警防課	046-231-0355	2162	3162(開庁時) 3164(開庁時)	IP/庁内スマホと同番号*1	046-234-7541	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷616	
座間市消防本部		消防総務課	046-256-2211(代)	2170	3173	IP/庁内スマホと同番号*1	046-256-2215	syoubous@city.zama.lg.jp	252-0011	
		消防管理課指令係						syoubouk@city.zama.lg.jp	座間市相武台1-48-1	
綾瀬市消防本部		消防総務課	0467-76-0119	2190	3193	IP/庁内スマホと同番号*1	0467-77-9200	wm.762113@city.ayase.lg.jp	252-1107	
		消防署管理担当						wm.760119@city.ayase.lg.jp	綾瀬市深谷中1-4-30	
愛川町消防本部		警備班	046-285-3131	2322	3321	IP/庁内スマホと同番号*2	046-285-9119	syoubou@town.aikawa.lg.jp	243-0301	
		通信班							愛甲郡愛川町角田286-1	
県西	小田原市消防本部	○	情報司令課	0465-49-4410	受援時 2082 応援時 2080	3083	IP/庁内スマホと同番号*1	0465-49-2591	keibo@city.odawara.lg.jp	256-0813
									jouhou@city.odawara.lg.jp	小田原市前川183-18
	箱根町消防本部		消防署 通信指令室	0460-82-4511	2292	3291	IP/庁内スマホと同番号*1	0460-87-0911	shoubousho@town.hakone.lg.jp sirei@town.hakone.lg.jp	250-0404 足柄下郡箱根町宮ノ下467-1
湯河原町消防本部		警防課 情報指令小隊	0465-60-0119	2310	3313	IP/庁内スマホと同番号*1	0465-63-7669	syokeibo@town.yugawara.lg.jp tsushin@town.yugawara.lg.jp	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22	

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可
*2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

15

県内消防広域応援の要請

第 報
 〇〇 年 月 日 時 分

神奈川県知事 殿

市町村長

災害発生により消防力が劣勢であると判断したため、消防応援を要請しますので応援隊の派遣について調整をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害発生場所	市区 町村 (地名)
災害種別・状況	
被害状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明

応援要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
必要とする応援隊 <small>必要な隊の種別に○を付ける。 必要隊数が判断できる場合は、隊数を記入。</small>	出動可能な全隊 ()
	指揮支援隊 ()
	指揮隊 ()
	消火小队 ()
	救助小队 ()
救助小队 ()	
連絡事項 (必要資機材等)	

<連絡責任者>

所属	氏名
NTTT回線電話	NTTT回線FAX
防災行政通信電話	防災行政通信回線FAX
電子メール	

出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼

〇〇 年 月 日 時 分

関係各消防(局)長 殿

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課長

神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、次のとおり出動可能隊数調査を行いますので、第二号の様式により、情報連絡系統を通じて30分以内に報告願います。また、応援隊の出動要請を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害名	
被害状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明

出動準備を依頼する隊 (○の付いた隊)	出動可能な全隊	毒劇物等対応小队
	指揮支援隊	特殊災害小队
	指揮隊	N災害対応小队
	消火小队	B災害対応小队
	救助小队	C災害対応小队
	救助小队	大規模危険物火災等対応小队
	後方支援小队	密閉空間火災等対応小队
	通信支援小队	遠距離大量送水小队
	航空小队	消防活動二輪小队
	水上小队	震災対応特殊車両小队
連絡事項 (必要資機材等)	その他()	

<連絡責任者>

担当者	所属	氏名
平日(時間内)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ:3429-3430 NTT回線FAX : 045-210-8829	閉域スマホ:3583-3584
休日(時間外)	防災行政通信網 IP/庁内スマホ:3400-3401 NTT回線FAX : 045-210-6409	
電子メール	shoubou_saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)	

出動可能隊数の報告

〇〇 年 月 日 時 分

神奈川県くらし安全防災局防災都消防保安課長 殿

地区幹事消防機関消防長 _____ 消防長

次のとおり隊数を報告します。

種別	可能隊数	人数	備考
指揮支援隊			
指揮隊			
消防小隊			
救助小隊			
救急小隊			
後方支援小隊			
通信支援小隊			
航空小隊			
水上小隊			
特殊毒劇物等対応小隊			
N災害対応小隊			
B災害対応小隊			
C災害対応小隊			
大規模危険物火災等対応小隊			
密閉空間火災等対応小隊			
遠距離大量送水小隊			
消防活動二輪小隊			
震災対応特殊車両小隊			
水難救助小隊			
その他()			
合計			

<連絡責任者>

担当課室	氏名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

災害即応部隊の出動要請又は準備依頼

〇〇 年 月 日 時 分

_____ 市長 殿

神奈川県知事

神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、次のとおり応援隊の出動を要請します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害名	
被害状況	原子力施設等 有・無 被害 有・無・不明
	石油コンビナート等 有・無 被害 有・無・不明
要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
要請する隊	情報収集航空隊 県内指揮支援隊
	陸上先遣隊
	特殊な部隊
	県消防応援隊 指揮隊 救助小隊
連絡事項	消火小隊 救急小隊

担当者	所属	氏名
平日(時間内)	防災行政通信網 IP/市内スマホ:3429・3430 閉域スマホ:3583・3584 NTT回線電話:045-210-3436 NTT回線FAX:045-210-8829	
休日(時間外)	防災行政通信網 IP/市内スマホ:3400・3401 閉域スマホ:3501・3502 NTT回線電話:045-210-3456 NTT回線FAX:045-210-6409	
電子メール	shoubou_saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)	

応援隊出動要請

〇〇 年 月 日 時 分

市 町 村 長 殿
(兼地区幹事消防機関 連絡)

神奈川県知事

神奈川県内消防広域応援実施計画に基づき、次のとおり応援隊の出動を要請します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分						
災害発生場所							
災害名							
被害状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明			
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明			

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分						
要請の 隊 規 模	出動可能隊数調査で回答した全隊	毒劇物等対応隊					
	指揮支援隊	N災害対応小隊					
	指揮隊	B災害対応小隊					
	消火小隊	C災害対応小隊					
	救助小隊	大規模危険物火災等対応小隊					
	救助小隊	密閉空間火災等対応小隊					
	救助小隊	遠距離大量送水小隊					
	後方支援小隊	特殊消防活動二輪小隊					
	通信支援小隊	震災対応特殊車両小隊					
	航空小隊	水難救助小隊					
水上小隊	その他()						

応援先							
進出拠点							
連絡事項							

担当者	所 属	氏 名				
平日(時間内)	防炎行政通信網 IP/斤内スマホ:3429・3430 閉域スマホ:3583・3584 NTT回線電話:045-210-3436 NTT回線FAX:045-210-8829					
休日(時間外)	防炎行政通信網 IP/斤内スマホ:3400・3401 閉域スマホ:3501・3502 NTT回線電話:045-210-3456 NTT回線FAX:045-210-6409					
電子メール	shoubou.saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安課連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)					

県内消防本部の応援等決定通知

〇〇 年 月 日 時 分

市 町 村 長 殿

神奈川県知事

次のとおり、県内の消防本部に対して、貴(市・町・村)への応援を要請しましたので、受援体制を整えてください。

災害名											
要請した日時	〇〇 年 月 日 時 分	指揮支援	指揮	消火	救助	救急	その他				
要請した隊数	横浜地区										
	川崎地区										
	相模原地区										
	湘南地区										
	三浦半島地区										
	県央地区										
連絡事項	県西地区										

担当者	所 属	氏 名				
平日(時間内)	防炎行政通信網 IP/斤内スマホ:3429・3430 閉域スマホ:3583・3584 NTT回線電話:045-210-3436 NTT回線FAX:045-210-8829					
休日(時間外)	防炎行政通信網 IP/斤内スマホ:3400・3401 閉域スマホ:3501・3502 NTT回線電話:045-210-3456 NTT回線FAX:045-210-6409					
電子メール	shoubou.saigaitaiou@pref.kanagawa.lg.jp (災害時の消防保安課連絡アドレス。平日、夜間、休日共通)					

応援活動報告書

報告日	〇〇年	〇〇月	〇〇日
災害名			
市町村名			
担当者			

1. 出動の状況

出動先	市町村	出動日時	〇〇年	〇〇月	〇〇日	時	分	
出動			〇〇	年	月	日	時	分
集結完了			〇〇	年	月	日	時	分
進出拠点到着			〇〇	年	月	日	時	分
活動開始			〇〇	年	月	日	時	分
活動終了			〇〇	年	月	日	時	分
被災地引揚			〇〇	年	月	日	時	分
帰署(所)			〇〇	年	月	日	時	分
出動期間		出動日	〇〇	年	月	日	時	分
活動期間		活動開始日	〇〇	年	月	日	時	分
		活動終了日	〇〇	年	月	日	時	分
隊種別		実数						延べ数
指揮支援	隊	隊	名					隊
指揮	隊	隊	名					隊
消防	小隊	隊	名					隊
救助	小隊	隊	名					隊
救急	小隊	隊	名					隊
後方支援	小隊	隊	名					隊
通信支援	小隊	隊	名					隊
特殊災害	小隊	隊	名					隊
特殊装備	小隊	隊	名					隊
航空	小隊	隊	名					隊
水上	小隊	隊	名					隊
合計		隊	名					隊

2. 活動の状況

救出人員	生存	死亡	名	名	救急搬送人員	出動件数	件名
						軽症	名
						中等症	名
						重症	名
						その他	名
	合計		名			合計	名
活動概要							
隊員の負傷の有無							
車両・資機材の損傷							

総合防災センター・消防学校の概要

<p>応援活動に関する 奏功事例等</p>	<p>1 設置目的 総合防災センターは、大規模な広域災害の発生に備え、県内を一体とした広域的・総合的な災害応急活動の中央基地として、また平常時には、広く県民に対し、防災に関する教育・研修、模擬災害の体験、防災情報の展示・提供を行うなど、防災知識の普及啓発の拠点施設として平成7年4月に開設された。 併設する消防学校は、県内の消防職員、消防団員等の教育訓練の拠点として、多様化する都市災害等に対応した高度な訓練施設が整備されている。</p>
<p>応援活動に関する 困難事例等</p>	<p>2 設置場所等 所在地：厚木市下津古久280番地 敷地面積：81,018㎡ 延床面積：26,970㎡</p>
<p>応援活動に関し、 有効であった 資機材等</p>	<p>3 総事業費 247億円(建物211億円、土地36億円)</p> <p>4 建物等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災管理棟 ・第2訓練棟 ・機械室棟 ・救助訓練塔 ・その他 ・教育棟 ・信泊棟 ・水難救助訓練場 ・脱水機棟 ・環境装置 ・第1訓練棟 ・車庫棟 ・道路上空道路 ・電車
<p>応援活動 に関する課題等</p>	<p>5 施設の内容</p> <p>(1) 災害応急活動の中央基地 応急活動のための、各種の防災資機材や物資を備蓄するとともに、応急活動要員の集結・待機・出動、応急物資の集積・仕分け・搬出の拠点となる。 [主な備蓄物資]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助用資機材 - 赤外線カメラ、ファイバースコープ、地中音響探知機、油圧カッターなど ・応急活動用資機材 - 発電機、投光機、災害用テント、担架、簡易ベッド、パール、スコップ、組立式リアカーなど ・応急活動用生活物資 - 保存食、組立式煮炊レンジ、濾水機、カーペット、簡易型組立トイレなど ・原子力防災資機材 - 防護服、サバイブメーターなど <p>(2) 防災知識の普及啓発拠点(防災情報・体験フロア)</p> <p>一般県民や自主防災組織員等に対する教育訓練・学習施設として、日亲身体験することの少ない災害を疑似体験できる各種の体験コーナーの他、映像や展示による防災情報の提供を行っている。</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験コーナー - 地震体験コーナー、風水害体験コーナー、消火体験コーナー、煙避難体験コーナー、通報体験コーナー ・展示コーナー - 神奈川県災害コーナー、防災用品コーナー、消防用具発達の歴史コーナー、防災教育資料コーナー ・その他 - 防災シアター、ガイダンスコーナー、防災Q&A、フリースペース、ギャラリー、コミュニケーション・ルーム
<p>上記課題に対する 改善策等</p>	<p>(3) 消防学校 全国有数の施設・設備により、複雑多様化する災害に立ち向かう消防職員や消防団員などに対する高度な教育訓練を行っている。</p>

資料 3-15-1(3)
(危機管理防災課)

神奈川県広域防災活動拠点運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下、「災害」という。）が発生した場合に、県が広域的な災害応急活動を行うための広域防災活動拠点を設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
(1) 広域防災活動拠点 災害が発生した場合に、県が広域的に災害応急活動を行うため、あらかじめ指定した救援物資集積配分場所及びヘリコプター臨時離着陸場を有する場所をいう。

(2) 現地災害対策本部等 神奈川県地震災害警戒本部要綱第17条に規定する県地震災害警戒本部現地対策本部、神奈川県災害対策本部要綱第17条に規定する県災害対策本部現地災害対策本部及び第24条に規定する県現地対策本部、神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第18条に規定する現地対策本部をいう。

(3) 救援物資集積配分場所 広域防災活動拠点にあって救援物資の受け入れ、集積及び配分を行う場所をいう。

(4) ヘリコプター臨時離着陸場 広域防災活動拠点にあってヘリコプターにより、緊急に応急物資・資機材等の輸送及び被災者・防災活動要員等の搬送を行う場所をいう。

(5) 防災資機材 災害応急活動を適切かつ確実に実施するために、救援物資集積配分場所に配備された資機材をいう。

(6) 貯水槽 災害応急活動を行う者等に対する給水のための非常用飲料水兼用貯水槽及びその付帯設備をいう。

(広域防災活動拠点の設置)

第3条 広域防災活動拠点は、現地災害対策本部等を設置できる地域県政総合センターの所管区域を単位に設置する。

2 前項の場合において、地域県政総合センターの所管区域が相模川によって分断される湘南地域及び県央地域については、両地域それぞれを相模川を境界とした東西の地域に分け、その地域ごとに設置するものとする。

また、県西地域県政総合センターの所管区域については、足柄上地域と西湘地域に分け、その地域ごとに設置するものとする。

3 広域防災活動拠点の設置場所は、別表1のとおりである。

(広域防災活動拠点の機能)

第4条 広域防災活動拠点の機能は、次のとおりとする。

- (1) 救援活動
- (2) 情報の収集及び伝達
- (3) その他必要な災害応急活動

第2章 災害時の運営

(広域防災活動拠点の運営)

第5条 広域防災活動拠点は現地災害対策本部等の長が運営するものとし、その運営にあたっては、現地災害対策本部等の実施するその他の災害応急活動と連携を図るよう努めなければならない。

(広域防災活動拠点で実施する災害応急活動)

第6条 現地災害対策本部等が広域防災活動拠点において実施する災害応急活動の種類は、次のとおりとする。

災害応急活動の種類	
1	救援活動 (1) 救援物資の受け入れ、集積及び配分 (2) ヘリコプター臨時離着陸場の開設 (3) 国及び他県等の応援部隊の受け入れ及び防災資機材の貸与 (4) 市町村への防災資機材の貸出し
2	情報連絡活動
3	その他現地災害対策本部等の長が必要と認めた活動

(防災資機材の使用)

第7条 広域防災活動拠点において災害応急活動を実施する場合は、防災資機材を効率的に使用するものとする。

2 防災資機材は別表2に定めるとおりとする。

(広域防災活動拠点間の防災資機材の相互使用)

第8条 現地災害対策本部等の長は、災害対策上必要があると認めた場合は、他の広域防災活動拠点を運営する現地災害対策本部等の長に防災資機材の使用を要請できるものとする。この場合において、要請を受けた現地災害対策本部等の長は、自ら実施する災害応急活動の状況を勘案し、可能な限り使用させるものとする。

第9条 現地災害対策本部等の長が災害対策上必要があると認めた場合は、別に定める広域防災活動拠点防災資機材貸出要綱に基づき、市町村等へ防災資機材を貸出すことができるものとする。

第10条 第5条、第8条及び第9条の規定は、現地災害対策本部等が設置されるに至らない場合の広域防災活動拠点の運営及び防災資機材の貸出しについて準用する。

この場合において第5条中「現地災害対策本部等」とあるのは「地域県政総合センター」と、第5条、第8条及び第9条中「現地災害対策本部等の長」とあるのは「地域県政総合センター所長」と読み替えるものとする。

第3章 平常時の業務

(管理)

第11条 地域県政総合センター所長は、防災資機材及び貯水槽を管理するものとする。
2 地域県政総合センター所長は、防災資機材を使用するにあたって必要となる燃料の備蓄に努めるものとする。

(防災資機材の点検)

第12条 地域県政総合センター所長は、防災資機材の点検を行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 日常点検 隔月1回日常点検を実施する。
- (2) 定期点検 年1回点検委託業者により定期点検を実施する。
- (3) 臨時点検 地域県政総合センター所長が必要と認められた場合は臨時点検を実施する。

(貯水槽の点検結果報告)

第13条 地域県政総合センター所長は、非常用貯水タンク維持管理協定に基づき、貯水槽の点検結果を貯水槽の点検を行う水道事業者から受けとるものとする。

(故障時の報告と措置)

第14条 地域県政総合センター所長は、防災資機材及び貯水槽に故障、障害等が発生した場合は、ただちに危機管理防災課長に報告するものとする。

- 2 危機管理防災課長は、前項の報告を受けたときは速やかに修理等の必要な措置をとるものとする。

(防災資機材及び貯水槽の取扱い訓練)

第15条 地域県政総合センター所長は、年1回以上、現地災害対策本部等の構成機関の職員に対して、防災資機材及び貯水槽の取扱い訓練を実施するものとする。

- 2 現地災害対策本部等の構成機関の職員は、防災資機材及び貯水槽の取扱いの習熟に努めるものとする。

(防災資機材の整備拡充)

第16条 危機管理防災課長は、防災資機材の増強の必要があると認められた場合は、地域県政総合センター所長と協議し、防災資機材の整備、拡充に努めていくものとする。

附 則

この要綱は、平成2年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

広域防災活動拠点一覧

地区	種類	施設	所在地
横須賀・三浦	物資倉庫	県立横須賀工業高校	横須賀市公郷町4-10
	貯水槽	〃	〃
	臨時へりポート	横須賀市立不入斗公園 (陸上競技場)	〃 不入斗1-2
県央(厚木)	物資倉庫	県立厚木高校	厚木市戸室2-24-1
	貯水槽	〃	〃
	臨時へりポート	厚木市宮厚木野球場	〃 厚木 2325
県央(相模原)	物資倉庫	県立弥栄高校	相模原市中央区弥栄3-1
	貯水槽	相模原市端野辺公園	〃 〃 弥栄3
	臨時へりポート	県立弥栄高校	〃 〃 弥栄3-1
県央(津久井)	物資倉庫	県立津久井高校	相模原市緑区三ヶ木272-1
	貯水槽	〃	〃
	臨時へりポート	相模原市又野総合運動公園	〃 〃 又野829-1
湘南(東)	物資倉庫	県立体育センター	藤沢市善行7-1-2
	貯水槽	〃	〃
	臨時へりポート	〃	〃
湘南(西)	物資倉庫	平塚市総合公園	平塚市大原 1-1
	貯水槽	〃	〃
	臨時へりポート	〃	〃
県西(足柄上)	物資倉庫	足柄上合同庁舎	開成町吉田島 2489-2
	貯水槽	〃	〃
	臨時へりポート	〃	〃
県西(小田原)	物資倉庫	小田原合同庁舎	小田原市荻窪350-1
	貯水槽	〃	〃
	臨時へりポート	酒匂川スポーツ広場	〃 寿町 5-22番地先

注) 非常用飲料水貯水槽の規格：耐震性、地下埋設型、緊急遮断装置付き、
100m³ (直径3m×長さ15m)

広域防災活動拠点防災資機材一覧

品名・規格等	令和5年4月1日現在									
	横須賀・三浦	県央(厚木)	県央(相模原)	県央(津久井)	湘南(東)	湘南(西)	県西(足柄上)	県西(小田原)		
トランシーバー	2	2	-	8	2	2	2	2		
発電機	6	6	5	9	6	6	6	7		
投光機	12	13	12	15	12	13	13	12		
テント2×3間	4	4	4	4	4	4	4	10		
組立式リヤカー	2	2	2	3	2	2	5	5		
手動リフト	1	1	1	1	1	1	1	1		
簡易組立トイレ	10	11	10	12	10	9	15	15		
油圧式救助器具	1式	-	-	1式	1式	1式	1式	-		
空気呼吸器(50.1)	-	-	-	-	-	-	-	-		
移動式炊飯器	-	-	-	-	-	-	-	-		
担架	5	5	5	14	5	5	5	5		
レスキューカー	3	3	3	3	3	3	3	3		
車いす	3	3	3	3	3	3	1	3		
簡易ベッド	10	10	10	10	10	10	10	8		
防災資機材倉庫	9.6×4.5 1式	9.6×4.5 1式	9.6×4.5 1式	6.1×2.4 1式	9.6×4.5 1式	市倉庫 利用	市倉庫 利用	合庁倉庫 利用		
品目 数量	12 59	11 60	10 55	12 83	12 59	12 59	12 72	11 71		

※ 県西(足柄上)の資機材は、県西土木事務所所管の災害用応急備蓄資機材倉庫(開成倉庫)に保管されている(所在地:足柄上郡開成町吉田島4279)。

神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態(以下、「災害」という。)が発生した場合に、県が広域的な災害応急活動を行うための、広域防災活動備蓄拠点の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 広域防災活動備蓄拠点 災害が発生した場合に、総合防災センター内に設置する災害活動中央基地の機能を分散・補完するために、あらかじめ指定した備蓄倉庫を有する場所をいう。
- (2) 現地災害対策本部等 神奈川県災害対策本部要綱第17条に規定する現地災害対策本部、同第24条に規定する現地対策本部、神奈川県地震災害警戒本部要綱第17条に規定する現地対策本部及び神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第18条に規定する現地対策本部をいう。
- (3) 防災備蓄資機材 広域防災活動備蓄拠点にあって、自衛隊・消防・警察等の広域心援部隊(以下、「広域心援部隊」という。)等への貸出し等用に、あらかじめ整備した資機材をいう。

- (4) 備蓄倉庫 広域防災活動備蓄拠点にあって、防災備蓄資機材を保管する倉庫をいう。
- (5) ヘリコプター緊急離着陸場 広域防災活動備蓄拠点にあって、ヘリコプターにより、緊急に応急物資・資機材等の輸送及び被災者・防災活動要員等の搬送を行う場所をいう。

- (6) 貯水槽 広域防災活動備蓄拠点にあって、災害応急活動を行う者等に対する給水のための非常用飲料水兼用貯水槽及びその付帯設備をいう。

(広域防災活動備蓄拠点の設置)

第3条 広域防災活動備蓄拠点は、大規模な災害の発生により、広域的な道路交通が途絶した場合を想定し、県西部地区(湘南地区(相模川左岸)及び三浦半島地区)にそれぞれ設置するものとする。

第4条 広域防災活動備蓄拠点の設置場所は、別表1のとおりである。

(広域防災活動備蓄拠点の機能)

第5条 広域防災活動備蓄拠点の機能は、次のとおりとする。

- (1) 広域心援部隊等の災害応急活動の支援
- (2) (1)の支援を行うために必要な資機材の備蓄

第2章 災害時の運営

(広域防災活動備蓄拠点の運営)

第5条 広域防災活動備蓄拠点は、その所在地を管轄する現地災害対策本部等の長が運営するものとし、その運営にあたっては、現地災害対策本部等の実施するその他の災害応急活動と連携を図るよう努めなければならない。

(広域防災活動備蓄拠点で実施する災害応急活動)

第6条 現地災害対策本部等が、広域防災活動備蓄拠点において実施する災害応急活動は、次のとおりとする。

災害応急活動の種類

- 1 広域心援部隊等の活動の支援
 - (1) 防災備蓄資機材等の貸出し・提供 (県西部地区)
 - (2) ヘリコプター緊急離着陸場の開設 (湘南地区)
 - (3) 一時待機場所の提供 (湘南地区)
 - (4) (1)～(3)に関する情報連絡活動
- 2 その他現地災害対策本部等の長が必要と認めた活動

(防災備蓄資機材の貸出し)

第7条 防災備蓄資機材の貸出しを受けようとする者は、現地対策本部等の長に対して借り受けの要請を行い、引渡しを受けるものとする。なお、災害応急活動を行う際は、防災備蓄資機材を効率的に使用するものとする。

第8条 前項の貸出しに関して必要な事項については、別に定める「広域防災活動備蓄拠点防災備蓄資機材貸出要綱」によるものとする。

第9条 防災備蓄資機材の区分・品目等は、別表2に掲げるものとする。

(防災備蓄資機材の相互使用)

第10条 現地災害対策本部等の長は、災害対策上必要があると認められた場合は、他の現地災害対策本部等の長に対し、防災備蓄資機材の使用を要請できるものとする。この場合において、要請を受けた現地災害対策本部等の長は、管轄する地域における災害応急活動の状況を勘案し、可能な限り使用させるものとする。

(読み替え規定)

第11条 第5条、第7条及び第8条の規定は、現地災害対策本部等が設置されるに至らない場合の広域防災活動備蓄拠点の運営及び防災備蓄資機材の貸出しについて準用する。この場合において、第5条中「現地災害対策本部等」とあるのは「地域県政総合センター」と、第5条、第7条及び第8条中「現地災害対策本部等の長」と

あるのは「地域県政総合センター所長」と読み替えるものとする。

第3章 平常時の業務

(管理)

第10条 地域県政総合センター所長は、管轄する広域防災活動備蓄拠点を、総合防災センター所長と共同で管理するものとする。

(防災備蓄資機材の点検)

第11条 地域県政総合センター所長は、次のとおり防災備蓄資機材の点検を、総合防災センター所長と共同で行うものとする。

(1) 担当職員による点検を、年に2回以上実施する。この他、動力装置等が付加された資機材については、点検業者による点検を年1回以上実施する。

(2) 前号のほか、地域県政総合センター所長が必要と認めた場合は、臨時点検を実施する。

2 前項のほか、防災備蓄資機材の点検に関し必要な事項については、別に定める「広域防災活動備蓄拠点防災備蓄資機材点検要領」によるものとする。

(貯水槽の点検結果報告)

第12条 地域県政総合センター所長は、貯水槽の点検を行った庁舎管理者に対し、点検結果の報告を求めるものとする。

(故障時等の報告と措置)

第13条 地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長は、広域防災活動備蓄拠点の施設及び防災備蓄資機材に故障、障害が発生した場合、及び、その他運営に支障を及ぼす事態が発生した場合、ただちに危機管理防災課長に報告するものとする。

2 危機管理防災課長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置をとるものとする。

(取扱い訓練)

第14条 地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長は、年1回以上、現地災害対策本部等の構成機関の職員及び緊急参集職員が参加する広域防災活動備蓄拠点の設置及び運営に関する訓練を実施し、機能の検証及び職員の業務習熟を図るものとする。

(防災備蓄資機材の整備拡充)

第15条 危機管理防災課長は、広域防災活動備蓄拠点の設置・運営に関し、必要があると認めた場合は、地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長と協議し、広域防災活動備蓄拠点の整備、拡充に努めていくものとする。

附則	この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
附則	この要綱は、平成24年6月15日から施行する。
附則	この要綱は、平成26年2月7日から施行する。
附則	この要綱は、平成26年7月24日から施行する。
附則	この要綱は、平成27年6月8日から施行する。
附則	この要綱は、平成28年6月14日から施行する。
附則	この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

広域防災活動備蓄拠点一覧

地区	施設	種類	所在地
県西	小田原合同庁舎	備蓄倉庫 ヘリコプター緊急離着陸場	小田原市荻窪 350 の 1
湘南	衛生研究所	備蓄倉庫 広域応援部隊等一時待機場所 貯水槽（災害時備蓄用受水槽）	茅ヶ崎市下町屋 1 の 3 の 1
三浦半島	鎌倉三浦地域 児童相談所	備蓄倉庫	横須賀市日の出町 1 の 4 の 7

別表 2

広域防災活動備蓄拠点備蓄資機材一覧表

区分	品目	令和 4 年 1 月 1 日現在				合計
		県西地区	湘南地区	三浦半島 地区		
食料類	サブバイバルフーズ	-	-	180	180	
	ポリタング	80	70	20	170	
寝具・生活用具類	カーベット	750	600	150	1,500	
	毛布	750	600	150	1,500	
	ローラマット	756	600	150	1,506	
	寝袋	24	20	15	59	
	簡易ベット	25	20	5	50	
	簡易トイレ	63	69	5	137	
	携帯トイレ	7,000	6,700	6,300	20,000	
	車イス	10	9	2	21	
	音伝導型携帯無線機	-	4	2	6	
	化学防護服	-	2	-	2	
広域防災活動支援資機材	災害用天幕	60	50	10	120	
	エアテント	1	1	-	2	
	トランシーバー	13	8	5	26	
	野外作業ラジオ	13	10	10	33	
	雨具	90	70	20	180	
	ヘルメット	348	-	-	348	
	防護メガネ	2,263	100	30	2,393	
	防護マスク	4,700	100	30	4,830	
	胴長	50	-	-	50	
	耐熱手袋	468	370	179	1,017	
	軍手	620	504	156	1,280	
	水筒	120	90	30	240	
	ろ水機	-	1	-	1	
	懐中電灯	49	24	31	104	
	ヘッドライト	85	24	25	134	
	拡声器	2	2	3	7	
	災害組織用救急箱	20	15	5	40	
	スコップ	100	80	20	200	
	ツルハン	100	80	20	200	
	ポール	90	54	18	162	
片歯のこぎり	72	60	12	144		
ハンマー	42	36	12	90		
防水シート	827	900	230	1,957		
白転車	8	6	3	17		
組立式リヤカー	9	9	2	20		
一輪車	8	6	2	16		
オイルマット	1,300	2,000	1,400	4,700		
林野火災用 資機材	200	-	-	200		
消火薬剤	25	-	-	25		
背負式消火水のう	48	46	12	106		
切断・破棄用 器具類	万能鋸	50	30	10	90	
	とび口	42	36	12	90	
	ワイヤーカッター	6	5	1	12	
重量物非除 器具類	ワインチ	45	35	10	90	
	手動ジャッキ Xジャッキ	22	18	5	45	
呼吸器類	呼吸器	-	2	-	2	

広域応援活動拠点指定状況一覧

令和5年4月1日現在

区分	品目	東西地区	湘南地区	三浦半島地区	合計
搬送用器具類	担架	10	9	2	21
	ベルト兼用担架	12	10	3	25
	エンジンカッター	8	4	4	16
	ピック付きバール	8	4	4	16
	ピストン付き破壊工具	8	4	4	16
	油圧式ジャッキ爪付	8	4	4	16
	油圧式カッター	8	4	4	16
	チェーンソー	8	4	4	16
	手動ウィンチ(750kg)	8	4	4	16
	携帯用トイレ(50回分)	8	4	4	16
分隊用器材セット	携帯式折声器	8	4	4	16
	携帯用投光器	8	4	4	16
	救助用ロープ(ドラム付)	8	4	4	16
	救助用アルミ箱	32	16	16	64
	専用台車	8	4	4	16
	エアージェット	8	4	4	16
	エアージェット	8	4	4	16
	エアージェット	8	4	4	16
	エアージェット	8	4	4	16
	エアージェット	8	4	4	16
人命救助器材	エアージェット	6	2	2	10
	手動ウィンチ(1,600kg)	6	2	2	10
	エンジン式割岩機	6	2	2	10
	救助用誘導棒	6	2	2	10
	救助用誘導棒	6	2	2	10
	背負式消火ポンプ	6	2	2	10
	作業用照明具	6	2	2	10
	救助用アルミ箱	24	8	8	40
	専用台車	6	2	2	10
	専用台車	6	2	2	10
中隊用器材セット	スプレッターセット	3	1	1	5
	万能搬送具	3	1	1	5
	可燃性ガス検知器	3	1	1	5
	検電器	3	1	1	5
	酸濃度運物探査器	3	1	1	5
	音響探知機	3	1	1	5
	三連伸縮はしご	3	1	1	5
	折畳式リアカー	3	1	1	5
	救助用三脚	3	1	1	5
	救助用アルミ箱	15	4	5	24
合計	品目数	76	76	73	81
	数量	21,612	13,584	9,587	44,783

市区町村名	拠	点	施設	名
神奈川県	三ツ沢公園			
横浜市	根岸森林公園			
中	県立永谷公園		県立横浜南陵高校	
市	県立保土ヶ谷公園		県立光陵高校	県立保土ヶ谷高校
26	県立横浜旭陵高校		県立二俣川看護福祉高校	
磯子区	県立横浜水取沢高校			
港北区	県立新羽高校			
緑	県立白山高校		県立霧が丘高校	
青葉区	県立市ヶ尾高校		県立元石川高校	県立田奈高校
都	県立荏田高校		県立新栄高校	県立川和高校
区	県立相陽高校		県立横浜栄高校	
泉	県立松陽高校		県立横浜修徳館高校	県立横浜緑園高校
瀬谷区	県立瀬谷西高校		県立瀬谷高校	
川崎区	県立川崎高校		川崎競馬場内駐車場他	川崎富士見球技場及び周辺
市	富士見球場			
16	等々力陸上競技場		等々力緑地東駐車場	等々力緑地運動広場
中原区	等々力陸上競技場		等々力緑地多目的広場	等々力緑地テニスコート
	等々力球場			
宮前区	消防訓練センター			
多	県立百合丘高校		県立生田高校	県立生田東高校
摩	川崎国際生田緑地ゴルフ場			
相模原市	さがみ湖リゾートプレジャーフ		名倉グラウンド	(一社)全国警備業協会
21	レスト来園者駐車場			研修センターふじの
	相模湖林間公園		原宿公園	県立相模原城山高校
	旧県立相模原総合高校		県立橋本高校	県立相模原高校
中央区	キャンパス淵野辺留保地多目的広場		県立相模原高校	県立相模田名高校
南区	県立上溝南高校		相模原ギオンスタジアム一帯	相模原麻溝公園一帯
	下溝防災消防訓練場			
	県立麻溝台高校		旧県立相模原青陵高校	県立上鶴岡高校
	県立神奈川総合産業高校		県立相模原中等教育学校	
横須賀市	うみかぜ公園		佐原2丁目公園	
鎌倉市	鎌倉海浜公園由比ヶ浜地区		(一財)康信会 鎌倉霊園	県立ラフォーテセンター(船体補修課)
逗子市	逗子市消防本部			
三浦市	県立三浦初声高校			
9	江キャンパス			
	南郷上ノ山公園			

県西部地震対策応急資機材倉庫一覧

年度	所在地及び整備理由
平成3年	<p>【山北町中川字城山921-93 町営駐車場内(町有地)】 片瀬河周辺の中山地区は、年間165万人の観光客が訪れる。この地区は、県道山北藤野線があるだけであり、崖崩れ等により、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p> <p>【湯河原町福浦402-1 湯河原町消防団第9分団敷地内(町有地)】 湯河原地区は、年間700万人(日帰り客600万人、宿泊客100万人)の観光客が訪れる。この地区は、国道135号、県道湯河原箱根仙石原線、湯河原パークウェイ等があるものの、山間部を通る路線であることから、崖崩れ等により、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
平成5年	<p>【箱根町元箱根旧札場110-105(町有地)】 箱根町は、年間約2,200万人の観光客が訪れる。この地区は、緊急輸送路である国道1号、138号に面した崖などが崩れる危険性が高く、これらの道路が寸断され、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p> <p>【真鶴町真鶴1717-2(町有地)】 真鶴町は、年間約32万人の観光客が訪れる。この地区は、海岸線を通過する国道135号(真鶴道路)に面した崖などが崩れる危険性が高く、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p>
平成6年	<p>【小田原市根府川534-1 市立片浦小学校内(市有地)】 片浦地区は、国道135号に面した崖などが崩れる危険性が高く、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p> <p>【南足柄市穴倉沢2172-1 地蔵堂駐車場内(民有地)】 地蔵堂地区は、今後観光客の増加が見込まれる。この地区は、県道関本御殿場線に面した崖などが崩れる危険性が高く、住民や観光客が孤立する可能性が高い。</p> <p>【松田町寄3141 寄みやま運動広場(民有地)】 寄みやま地区は、新松田駅など町の中心地域から離れた山間地域にあり、山沿いの道路が崖崩れで被災した場合、住民が孤立する可能性が高い。</p>

市区町村名	拠 点	施 施	設 名
厚木市	厚木市文化会館	県立厚木西高校	県立厚木北高校
大和市	引地台公園	柏木学園高校	柳橋ふれあいプラザ
海老名市	イオンモール(株)	三機工業(株)	海老名ブライムタワー
座間市	海老名運動公園	ザ・ウィングス海老名	
綾瀬市	市民体育館	市民文化会館	
愛川町	市民文化センター	綾瀬スポーツ公園	
清川村	三ツ瀬公園陸上競技場	中津工業団地第1号公園	
藤沢市	南山運動公園	道の駅「清川」駐車場	引地川親水公園陸上競技場
38	藤沢市消防訓練センター	八部公園	
茅ヶ崎市	県立スポーツセンター(中央公園)	小田暫定スポーツ広場	県立茅ヶ崎北陵高校
平塚市	円蔵スポーツ広場	県立鶴岡高校	
伊勢原市	柳島スポーツ公園	東邦チャタニウム(株) 場	東海カーボン(株) 場
秦野市	平塚市総合公園	消防詰所(コミュニティセンター)	伊勢原市体育館(小体育室)
伊勢原市	総合運動公園(自由広場・野球場)	市民文化会館(観望室・練習室)	
秦野市	御膳所総合運動公園	県立西部総合職業技術校	秦野市文化会館
寒川町	県立秦野南屋高校	県立秦野戸川公園	県立秦野戸川公園
大磯町	校土手古墳展示館	上智大学短期大学部	秦野市図書館
二宮町	川とのふれあい公園	倉見スポーツ公園	県立寒川高校
南足柄市	(宗)寒川神社	日産工場	J X 金属梱包工場
中井町	たかとり幼稚園	おおいそ学園	武道館
大井町	東京大学二宮果樹園跡地	町民センター	南足柄幼稚園
山北町	足柄台中学校	中部公民館	南足柄市文化会館
開成町	福沢幼稚園	南足柄市運動公園	
小田原市	足柄上中央公園		
箱根町	県立大井高校		
真鶴町	松田中学校		
湯河原町	県立山北高校		
23	足柄上合同庁舎	鴨宮運動広場	鴨宮運動広場
	上府中公園	生命の星・地球博物館	株式会社鈴廣蒲鉾本店
	川東タウンセンターマ	ロニエ	
	湯本小学校	県立恩賜箱根公園	仙石原小学校
	箱根中学校	箱根の森小学校	
	湖尻集団施設地区	箱根やすらぎの森	
	荒井城址公園	まなづる小学校グラウンド	真鶴中学校グラウンド
	湯河原町民体育館駐車場	湯河原中学校グラウンド	湯河原総合運動公園
	帯山公園及び公園駐車場	湯河原小学校グラウンド	吉浜小学校グラウンド
	東吉福浦小学校グラウンド		

※ 県内広域広域活動拠点数 計 156 施設

県西部地震対策応急資機材倉庫防災資機材一覧

(令和5年4月1日現在)

品名・規格等	山北町	湯河原町	真鶴町	箱根町	小田原市	南足柄市	松田町
トランシーバー	6	—	—	6	—	6	6
発電機	4	3	3	2	2	4	4
投光機	10	10	10	10	5	5	5
テント 2×3間	5	5	5	5	4	4	4
組立式リヤカー	7	7	7	7	2	2	12
簡易組立トイレ	5	5	5	5	2	2	8
スコップ	30	28	30	25	18	20	20
ソルハシ	30	30	30	30	20	20	20
ヘルメット	50	50	50	50	20	20	20
爪付きジャッキ	2	2	2	2	2	2	2
空気ジャッキ	1	—	—	—	—	1	1
担架	5	5	5	5	5	5	5
レスキューカー	3	3	1	1	—	1	1
車いす	2	2	2	2	—	—	—
簡易ベッド	8	10	10	10	10	10	10
削岩機	1	1	—	1	—	1	1
チェーンソー	6	5	4	5	5	6	6
防水シート	30	20	20	20	20	30	30
防災資機材倉庫 (7.2×4.52)	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
品目数	18品目	16品目	15品目	17品目	13品目	17品目	17品目
数量	205点	186点	184点	186点	115点	139点	155点
合計	18	品目	1170点	点			

自主防災組織育成基本方針

地震災害による被害の軽減、減少を図るためには、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、自主防災組織を結成し、市町村等と連携した防災活動を行うことが極めて重要です。そのため、次の基本方針により自主防災組織の育成を図っていきます。

- 1 自主防災組織の育成指導
市町村は、地域防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進する。また、県及び市町村は、結成された自主防災組織が災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るため、指導、支援を行う。
- 2 自主防災組織の編成基準
(1) 自主防災組織の編成
自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じ、次に点に留意する。
① 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
② 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
(2) 自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にする。
- 3 自主防災組織の活動基準
(1) 平常時の活動
ア 防災知識の普及
災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の確かな行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
イ 防災訓練の実施
災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするために日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。
訓練には、個別訓練としては通常次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。
(7) 情報の収集伝達訓練
防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練
(イ) 避難訓練
避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるようにするための訓練
(ウ) 救出救護訓練
家庭の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急方法等を習得するための訓練
(エ) 消火訓練
火災の拡大・延焼を防ぐため消火用機器を使用して消火に必要な技術等を習得するための訓練

市町村自主防災組織状況一覽表

区分 市町村名	自主防災組織数 (組織)	自主防災組織数内訳			組織されて いる地域の 世帯数	規約等を 定めている 自主防災 組織数
		町内会(自治 区、地区等を 含む)単位	小学校区 単位	その他 (組織)		
(単位)	(組織)	(組織)	(組織)	(組織)	(世帯)	(組織)
横浜市	3,056	2,596	460	0	1,285,108	0
川崎市	760	651	0	109	481,299	0
相模原市	561	561	0	0	336,654	561
横須賀市	364	364	0	0	134,409	364
平塚市	224	223	0	1	79,036	224
鎌倉市	186	186	0	0	62,611	186
藤沢市	467	457	0	10	136,813	467
小田原市	250	250	0	0	60,494	250
茅ヶ崎市	135	135	0	0	76,661	135
逗子市	71	71	0	0	18,215	71
三浦市	54	54	0	0	16,609	54
秦野市	245	245	0	0	42,917	245
厚木市	216	216	0	0	62,135	216
大和市	149	149	0	0	116,338	149
伊勢原市	102	102	0	0	45,881	102
海老名市	60	60	0	0	38,670	0
藤岡市	114	114	0	0	59,609	114
南足柄市	34	34	0	0	16,612	34
綾瀬市	14	14	0	0	35,106	14
葉山町	28	28	0	0	10,607	28
寒川町	22	22	0	0	20,272	0
大磯町	26	24	0	2	12,829	26
二宮町	20	20	0	0	11,632	20
中井町	27	27	0	0	2,518	27
大井町	19	19	0	0	5,191	19
松田町	26	26	0	0	4,539	26
山北町	54	54	0	0	3,418	0
開成町	14	14	0	0	7,507	14
箱根町	35	35	0	0	4,397	0
真鶴町	9	9	0	0	3,428	9
湯河原町	11	11	0	0	12,842	11
愛川町	21	21	0	0	18,729	0
清川村	32	32	0	0	847	32
県 計	7,406	6,824	460	122	3,223,933	3,398

令和5年4月1日現在

ウ 防災点検の実施
家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一者に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検
自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して、非常時にすぐ使用できるようにする。

(2) 警戒宣言時及び災害時の活動
ア 情報の収集伝達
自主防災組織は、警戒宣言には防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。
このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- 連絡を取る防災関係機関
 - 防災関係機関との連絡のための手段
 - 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火
家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプなどを使用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

ウ 救出避難活動の実施
崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。
また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。
このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を認識しておくものとする。

エ 避難の実施
市町村長、警察官等から避難命令が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。避難の実施に当たっては、次のことを留意する。

- (7) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
- 市街地 ……火災、落下物、危険物
 - 山間部・起伏の多いところ ……崖崩れ、地滑り
 - 海岸部 ……津波
- 避難誘導に当たっては、危険防止のため避難ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

(8) 住民が避難するときに不必要なものを携帯していくことは、火災による危険性を増大する要因になりかねないので、十分注意する。

(9) 高齢者、障害者、乳幼児、病人等自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力ののもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力
被害の状況によっては、避難が長期にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織としてもそれぞれが保持している食糧等の配布を行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。